

事業概要

令和5年度版

和歌山県

東牟婁振興局健康福祉部
(新宮保健所)

〒647-8551 和歌山県新宮市緑ヶ丘2-4-8
TEL:0735-21-9630 (代表)
FAX:0735-21-9639

目 次

I	<u>所管区域及び所掌事務</u>	1～8
1	<u>所管区域の概況</u>	1
2	<u>所管区域図</u>	2
3	<u>管内市町村の面積、世帯数、人口等</u>	3
4	<u>組織及び所掌事務</u>	4
5	<u>職員の状況</u>	5
6	<u>重点施策</u>	6
7	<u>定期事業一覧</u>	7
8	<u>沿革</u>	8
II	<u>総務福祉課</u>	9～22
1	<u>身体障害者福祉</u>	9
	(1) <u>身体障害者手帳</u>	9
	(2) <u>特別障害者手当等</u>	10
2	<u>知的障害者福祉</u>	10
3	<u>管内障害福祉サービス指定事業所数</u>	11
4	<u>児童福祉</u>	12
	(1) <u>現況</u>	12
	(2) <u>児童扶養手当受給者の状況</u>	12
	(3) <u>児童福祉施設</u>	12
5	<u>母子父子寡婦福祉</u>	12
	(1) <u>母子家庭の実状</u>	12
	(2) <u>母子父子寡婦福祉資金の貸付状況</u>	12
	(3) <u>ひとり親家庭日常生活支援事業（委託事業）</u>	13
	(4) <u>ひとり親家庭等自立支援給付金事業</u>	13
6	<u>女性保護事業</u>	13
7	<u>老人福祉</u>	14
	(1) <u>管内における65歳以上の人口</u>	14
	(2) <u>高齢者の生活状況</u>	15
	(3) <u>老人クラブの状況</u>	15
8	<u>介護保険制度</u>	16
	(1) <u>介護保険サービス整備状況</u>	16

	(2) <u>要介護・要支援認定者数</u>	18
	(3) <u>介護保険サービス利用状況</u>	18
9	<u>民生委員・児童委員</u>	20
10	<u>生活保護</u>	21
	(1) <u>地域の特徴</u>	21
	(2) <u>保護施行上の重要方針</u>	21
	(3) <u>保護の現況</u>	22

III 保健課 23～64

1	<u>人口動態統計</u>	23
	(1) <u>調査の概要</u>	23
	(2) <u>死亡順位・死亡率・構成比</u>	24
	(3) <u>前年比較</u>	25
	(4) <u>年齢調整死亡率</u>	26
	(5) <u>悪性新生物部位別死亡率</u>	27
	(6) <u>市町村別標準化死亡比 (EBSMR)</u>	28
2	<u>医療関係業態</u>	29
	(1) <u>医療施設数</u>	29
	(2) <u>病院病床別患者数 (利用率)</u>	29
	(3) <u>病院一覧</u>	30
3	<u>感染症予防</u>	30
	(1) <u>感染症患者発生状況</u>	30
	(2) <u>赤痢菌等保菌者検索実施状況</u>	31
	(3) <u>肝炎治療特別促進事業の申請状況</u>	31
4	<u>エイズ対策</u>	32
5	<u>結核対策</u>	33
	(1) <u>結核患者状況</u>	33
	(2) <u>結核予防事業実施状況</u>	36
6	<u>健康相談 (クリニック)</u>	37
7	<u>試験検査件数</u>	37
8	<u>難病対策</u>	38
	(1) <u>特定医療費 (指定難病)</u>	38
	(2) <u>特定疾患治療研究事業</u>	39
	(3) <u>先天性血液凝固因子障害等治療研究事業</u>	39
	(4) <u>難病患者相談支援事業</u>	39
	(5) <u>難病対策検討会</u>	40
9	<u>精神保健福祉対策</u>	41
	(1) <u>精神障害者保健福祉手帳交付状況</u>	41

	(2) <u>自立支援医療（精神通院）受給者状況</u>	4 1
	(3) <u>精神保健福祉に関する相談</u>	4 1
	(4) <u>訪問指導</u>	4 2
	(5) <u>措置入院申請・通報処理状況</u>	4 2
	(6) <u>精神デイケア教室</u>	4 2
	(7) <u>精神障害者家族教室事業</u>	4 3
	(8) <u>精神障害者社会参加促進事業</u>	4 3
1 0	<u>原子爆弾被爆者対策</u>	4 4
	(1) <u>一般健康診断受診状況</u>	4 4
	(2) <u>がん検診受診状況</u>	4 4
	(3) <u>手当等支給状況</u>	4 4
1 1	<u>母子保健</u>	4 5
	(1) <u>妊娠届出状況</u>	4 5
	(2) <u>妊婦一般健康診査受診状況</u>	4 6
	(3) <u>市町村別人工妊娠中絶数（母体保護法第2条による）</u>	4 7
	(4) <u>新宮保健所管内の週数別人工妊娠中絶数（母体保護法第2条による）</u>	4 7
	(5) <u>乳幼児健康診査受診状況</u>	4 8
	(6) <u>子どもの事故予防対策事業</u>	5 4
	(7) <u>思春期保健事業</u>	5 4
	(8) <u>特定不妊治療費助成事業</u>	5 4
	(9) <u>乳幼児発達・療育相談指導事業</u>	5 5
	(10) <u>小児慢性特定疾病医療費助成事業</u>	5 6
	(11) <u>母と子の健康づくり運動協議会事業</u>	5 7
1 2	<u>栄養改善</u>	5 8
	(1) <u>栄養・改善指導</u>	5 8
	(2) <u>給食施設等指導</u>	5 8
	(3) <u>免許関係</u>	5 9
	(4) <u>団体育成</u>	5 9
1 3	<u>健康づくり</u>	6 0
	1) <u>健康長寿のための地域・職域連携事業</u>	6 0
	(1) <u>二次保健医療圏地域・職域連携推進協議会</u>	6 0
	(2) <u>地域・職域・教育からのアプローチ</u>	6 0
	(3) <u>乳幼児、育児世代へのアプローチ</u>	6 2
	2) <u>各種検（健）診受診率</u>	6 3
1 4	<u>保健師業務</u>	6 4
	(1) <u>管内保健師状況</u>	6 4
	(2) <u>管内保健師研修会</u>	6 4
1 5	<u>看護学生実習指導</u>	6 4

IV	衛生環境課	65～85
1	<u>食品衛生</u>	65
	(1) <u>食品関係営業許可状況及び処分状況</u>	66
	(2) <u>給食施設数一覧表（許可を要しない施設に限る）</u>	68
	(3) <u>講習会開催状況</u>	68
	(4) <u>ふぐ処理施設届出状況</u>	69
	(5) <u>食中毒発生状況</u>	69
2	<u>環境衛生</u>	70
3	<u>食肉検査</u>	70
4	<u>狂犬病予防及び動物愛護・管理</u>	71
5	<u>水道</u>	73
	(1) <u>上水道並びに簡易水道等</u>	73
	(2) <u>簡易専用水道</u>	73
6	<u>温泉</u>	73
7	<u>建築物衛生</u>	74
8	<u>浄化槽</u>	75
9	<u>環境保全</u>	76
	(1) <u>公害特定施設届出状況</u>	76
	(2) <u>公害苦情の内訳</u>	76
	(3) <u>産業廃棄物関係</u>	77
	(4) <u>一般廃棄物処理場状況</u>	77
	(5) <u>し尿処理施設の状況</u>	78
10	<u>自然公園・自然環境保全地域</u>	79
	(1) <u>自然公園</u>	79
	(2) <u>自然環境保全地域</u>	79
11	<u>鳥獣保護・狩猟</u>	80
	(1) <u>傷病野生鳥獣救護</u>	80
	(2) <u>鳥獣保護区</u>	80
	(3) <u>特定猟具（銃）使用禁止区域</u>	81
12	<u>薬事</u>	82
	(1) <u>薬事関係施設件数</u>	82
	(2) <u>麻薬・覚醒剤関係取扱者数</u>	83
	(3) <u>薬物乱用防止啓発事業</u>	83
	(4) <u>毒物劇物関係施設数</u>	84
	(5) <u>医薬分業</u>	84
	(6) <u>骨髄バンク事業</u>	85
	(7) <u>献血推進事業</u>	85

I 所管区域及び所掌事務

1 所管区域の概況

当部は新宮保健所業務を兼務しており、新宮市と東牟婁郡内町村を串本支所と分担して所管している。

所管区域は、新宮市及び東牟婁郡那智勝浦町、太地町、北山村の1市2町1村（福祉事務所業務は新宮市を除く。）で、総面積 492.55 平方キロメートル、人口は 42,295 人（令和5年4月1日現在）である。

人口密度は 85.9 人/平方キロメートルで県平均を大きく下回っており、人口構造は高齢者が多く、若年層が少ない。

紀伊半島の南東部に位置しており、北は果無山脈を境に奈良県と、東は熊野川を挟んで三重県と接し、北山村全体と新宮市の一部が三重県と奈良県に囲まれた飛び地となっている。

気候は、暖流黒潮が海岸近くを流れ温暖多雨の特性を有し、降雪をみることはまれで、面積の 90 パーセント以上が森林となっている。

地形は、紀伊山地の山並みが海岸近くまで迫り、その山々の間を縫うように、大小の溪谷や河川が熊野灘に流れ込んでいる。

海岸部は磯浜海岸が連続し、天然の良港に恵まれて漁業が盛んである。中でも勝浦漁港は全国屈指のマグロ基地として知られており、延縄（はえなわ）漁法による生マグロの水揚げは日本一を誇る。

当地方の主産業である観光は、平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、熊野三山や熊野古道が全国的に注目されるとともに、近年は世界遺産や日本遺産などのブランド遺産と地域遺産を周遊するコースの提案や「水の国、わかやま。」キャンペーンの展開、大型クルーズ客船の誘致促進の取組を進めている。

交通網は海岸線を JR 紀勢本線と国道 42 号が、山間部は国道 168 号が南北に、国道 311 号が東西に通っており、年々整備が進められているが、県庁所在地の和歌山市まで約 3 時間を要する。また高速道路については、現在すさみ南 IC までと那智勝浦新宮道路が開通しており、新宮紀宝道路が平成 25 年度、すさみ串本道路が平成 26 年度、串本太地道路が平成 30 年度、新宮道路が平成 31 年度にそれぞれ事業化され、悲願である紀伊半島一周高速道路網に向けた整備が進められている。

2 所管区域図



3 管内市町村の面積、世帯数、人口等

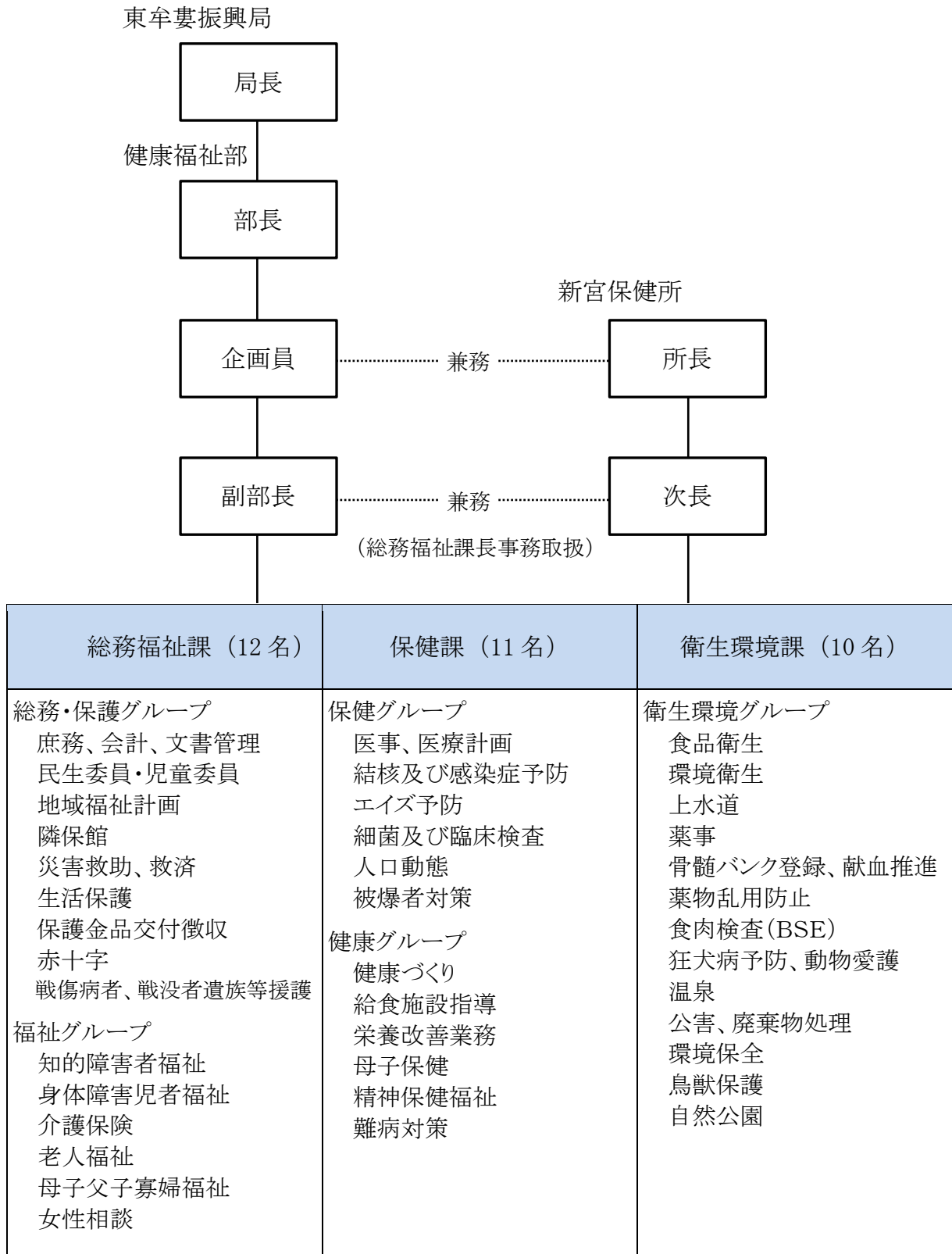
(令和5年4月1日現在)

市町村名	面積 (km ²)	世帯数	人口(人)			高齢化率 (%)	人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女		
新宮市	255.23	12,758	25,866	12,014	13,852	38.2	101.3
那智勝浦町	183.31	6,594	13,405	6,225	7,180	43.3	73.1
太地町	5.81	1,298	2,651	1,162	1,489	45.0	456.3
北山村	48.20	209	373	172	201	43.6	7.7
計	492.55	20,859	42,295	19,573	22,722	40.3	85.9

※令和5年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院 令和5年4月1日)
 和歌山県人口調査結果(令和5年4月1日)
 但し、高齢化率は令和5年1月1日現在住民基本台帳人口(暫定値)

4 組織及び所掌事務

令和5年4月1日現在



5 職員の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	現 員	部 長 企 画 員 副 部 長	総務福祉課	保 健 課	衛生環境課
事 務 職 員	16	(*2) 2	11		3
医 師	4	(*1) 1	(*3) 3		
薬 剤 師	2				2
獣 医 師	3				3
保 健 師	7			7	
診療放射線技師	1			1	
臨床検査技師	1			1	
管理栄養士	1			1	
精神保健福祉士	1			1	
化学職技師	1				1
動物保護指導員	1				1
手話通訳	1		1		
合 計	39	3	(*3) 15	11	10

*1 企画員は新宮保健所長及び健康福祉部副部長を兼務

*2 副部長（事務職員）は新宮保健所次長、総務福祉課長を兼務（外数）

*3 総務福祉課医師3名は、新宮市立医療センター（1名）、国保熊野川診療所（1名）、那智勝浦町立温泉病院（1名）にそれぞれ出向。

（出向者は、「4 組織及び所掌事務」の員数に計上していない。）

6 重点施策

地域医療構想実現に向けた地域医療機能分化及び連携

2025年（令和7年）人口推計を元に策定された必要病床数584床へと収れんさせるべく、地域医療構想調整会議を通じ関係機関の意識共有に努め、議論を深め、地域医療機能分化と連携を深めていく。

令和4年度病床数（病床機能報告）		
医療機能	2022(R4)年	2025(R7)年
高度急性期	5	44
急性期	375	174
回復期	110	212
慢性期	346	154
合計	836	584

災害医療対策の強化

災害時、地域の医療関係者の情報交換や医療体制の調整、コーディネート機能を担う場である地域医療対策会議の円滑な開催に向け、開催場所の選定などに取り組む。また、地域災害支援医師・地域災害支援看護師の登録や令和4年度に養成されたローカルDMATのフォローアップ研修の実施など南海トラフ等大地震災害に備えた医療体制の構築を推進していく。

地域包括ケアシステムの構築（高齢者）

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を目指し、その中核的な取組である在宅医療・介護連携を推進するため、特別養護老人ホームにおける看取りの推進、医療・介護の施設間における栄養・食事の情報共有推進のため食事形態引継ツールの作成と評価、病院とケアマネジャー間の要介護高齢者の引継ぎルールメンテナンス等により関係者間の連携推進に取り組んでいく。

公衆ごみ箱設置による不法投棄防止に向けた取り組み

令和3年度に、国道168号沿いの道の駅及び待避所（計3ヶ所）に実験的に公衆ごみ箱を設置し、散乱ごみの削減について一定の効果が見られたことから、令和4年度から官民参加の協議会を発足し、公衆ごみ箱の維持管理を行い、賛助会員の会費によりごみ回収業務を福祉事業者へ委託し運営している。

7 定期事業一覧

令和5年度

事業	時期・時間等	内容
健康診断・健康相談 (クリニック)	毎月 第1水曜日 第3水曜日 (9時30分～11時)	医師による一般健康相談・健康診断等を実施している。
エイズ相談 HIV検査	毎月 第1水曜日 第3水曜日 (9時30分～11時) 夜間即日検査(要予約) 偶数月 第1水曜日 (17時～19時)	エイズについて匿名による個別相談を行い、必要な人への無料匿名検査を実施している。
結核の診査に関する 協議会	毎月 第2木曜日 第4木曜日	管内の結核患者に対する医療の審査を行っている。
こころの健康相談 (予約制)	毎月 第1木曜日 (10時～12時)	思春期から老年期までを対象に心の悩みや認知症の心配、アルコールや薬物に関すること、その他「病気かどうか」といった精神科医療についての相談を行っている。
骨髄バンク登録受付	毎月 第1水曜日 第3水曜日 (9時30分～11時)	(財)骨髄移植推進財団の、骨髄バンクドナー登録を行っている。 (要事前問合わせ)
献血	管内市町村内で、年間30日程度を目安に移動採血車による献血	日本赤十字社田辺血液センターが行う献血事業をサポートしている。

8 沿革

- 昭和 17 年 7 月 地方管制の改正により、東牟婁郡を行政区画として東牟婁地方事務所が開設された。
総務課、学務課、経済課、土木課の 4 課が設置され、民生行政は学務課が担当した。
- 昭和 20 年 新宮保健所が、戦災により被害を受けたため、県立相談所の建物に移転した。
- 昭和 21 年 11 月 東牟婁地方事務所は、学務課が廃止され、教育民生課、林務課、農地課、税務課が設置された。
- 昭和 21 年 12 月 新宮保健所は、南海地震により被害を受け、新宮市伊佐田通り（元：東洋木材株式会社、現：市医師会館）に移転した。
- 昭和 23 年 5 月 東牟婁地方事務所は、教育民生課が廃止され、教育課、民生課が設置された。
- 昭和 27 年 新宮保健所は、新宮市新宮 6392 の 1 に 1,636.09 平方メートルの土地を取得し新築移転した。
- 昭和 43 年 8 月 行政機構の整備統合により東牟婁地方事務所が廃止、東牟婁県事務所が設置され、総務、開発、会計、税務、民生、産業、林務、農地の 8 課が設置された。
- 昭和 47 年 東牟婁総合庁舎の竣工（現在地、新宮市緑ヶ丘 2-4-8）に伴い、新宮保健所も庁舎内に移転した。
- 平成 9 年 4 月 機構改革により、東牟婁県事務所民生課が廃止、東牟婁福祉事務所（総務課、福祉課）が設置され、古座保健所内に東牟婁福祉事務所古座支所が併設された。
- 平成 10 年 4 月 機構改革により、振興局制が導入され、東牟婁振興局は県民行政部、健康福祉部、農林水産振興部、新宮建設部及び串本建設部の 5 部体制となり、福祉保健・医療施策の連携を図るため新宮保健所と東牟婁福祉事務所が健康福祉部内に設置された。
- 平成 12 年 4 月 福祉、保健、医療施策の一体化を進めるため、健康福祉部内の組織を改編、古座保健所及び東牟婁福祉事務所古座支所が廃止され、新宮保健所古座支所及び健康福祉部古座支所が設置された。
- 平成 17 年 4 月 串本町と古座町の合併に伴い古座支所が串本支所にそれぞれ改称された。

Ⅱ 総務福祉課

1 身体障害者福祉

(1) 身体障害者手帳

管内の手帳所持者数は令和5年3月末現在3,935人で、このうち65歳以上の所持者が3,378人と約85.8%あり、高い割合を示している。

①年齢別身体障害者手帳交付台帳登載者数

令和3年度

(令和4年3月末現在)

区 分	18歳未満	18~64歳	65歳以上	合 計
新宮市 及び 郡部 (2町1村)	24	555	3,354	3,933

令和4年度

(令和5年3月末現在)

区 分	18歳未満	18~64歳	65歳以上	合 計
新宮市 及び 郡部 (2町1村)	23	534	3,378	3,935

②等級別身体障害者手帳交付台帳登載者数

(令和5年3月末現在)

障 害 種 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚障害	91	80	16	27	42	20	276
聴覚・平衡機能 障害	16	53	58	100	1	202	430
音声・そしゃく 機能障害	3	4	35	13	0	0	55
肢体不自由	323	418	327	519	283	99	1,969
内部障害	613	14	192	386	0	0	1,205
合 計	1,046	569	628	1,045	326	321	3,935

※重複障害の場合は代表部位にて集計

(2) 特別障害者手当等

常時特別の介護を必要とする、在宅の重度障害児者に対し、重度の障害のため特に必要とされる負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的とする。

国制度 受給者数 (新宮市除く)

(令和5年3月末現在)

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	合 計
郡部 (2町1村)	18	4	2	24

2 知的障害者福祉

療育手帳交付者数

(令和5年3月末現在)

区 分	A1	A2	B1	B2	合 計
新宮市及び 郡部 (2町1村)	96	85	155	243	579

A1・・・最重度
A2・・・重 度

B1・・・中 度
B2・・・軽 度

3 管内障害福祉サービス指定事業所数

(令和5年3月末現在)

関係法令	サービス名	事業所数	
障害者総合支援法 (児童福祉法含む)	訓練給付	自立訓練	1
		就労移行支援	0
		就労継続支援(A)	1
		就労継続支援(B)	12
		共同生活援助(グループホーム)	9
	介護給付 (他の給付含む)	居宅介護	22
		重度訪問介護	21
		同行援護	8
		行動援護	2
		放課後等デイサービス	7
		短期入所(ショートステイ)	4
		療養介護	0
		生活介護	8
		障害者施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	3
		計画相談支援	6
		障害児相談支援	5
		地域移行支援・地域定着支援	4
		児童発達支援(居宅訪問型含む)	3

4 児童福祉

(1) 現況

児童福祉法による児童福祉施設のうち助産施設や母子生活自立支援施設への措置、また児童扶養手当等の支給が行われており、児童福祉対策の充実を図っている。

(2) 児童扶養手当受給者の状況

(令和5年4月1日現在)

那智勝浦町	太地町	北山村	合計
140	13	13	166

(3) 児童福祉施設

助産施設措置の状況

(令和4年度)

施設名	定員	措置者数	備考
新宮市立医療センター	21	0	

5 母子父子寡婦福祉

(1) 母子家庭の実状

急激な社会の変動の中で、離別等による生別母子家庭や、未婚による母子家庭の数は増加している。

近年、景気が低迷している中で、母親の就労状況は厳しく生活状態が不安定な家庭が多い。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

(令和4年度貸付分)

資金区分	件数	貸付額
母子福祉資金	36	25,191,072円
父子福祉資金	0	253,000円
寡婦福祉資金	1	911,601円

(3) ひとり親家庭日常生活支援事業（委託事業）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、急な病気の時など日常生活を営むことが難しい場合に「家庭生活支援員」を派遣し、一時的に生活援助や子育て支援を行う事業。

派遣の対象は概ね下記の事由により、一時的に介護、保育等のサービスを必要とする世帯。

- ・ 自立支援に必要な事由（就職活動や、就業に向けての技能習得のための通学など）
- ・ 社会的事由（病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、学校行事等への参加など）
- ・ その他生活環境等が激変し日常生活に大きな支障が生じた場合

(4) ひとり親家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とする次の給付金事業。

① 「自立支援教育訓練給付金事業」

- 対象講座 ・ 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
 - ・ その他知事が地域の実情に応じて指定する講座
- 支給額等 ・ 対象講座受講に支払った費用の 60%に相当する額（対象講座により支給額制限あり）

② 「高等職業訓練促進給付金等事業」

- 対象資格
 - 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格、その他上記に準ずるものと知事が認めて定める資格

6 女性保護事業

売春防止法に基づき女性保護に関する業務を行っているが、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）が施行され、女性の保護の対象範囲も広がり、相談内容もDVに関する相談が増加している。

女性の保護のための業務

- ・ 相談窓口、情報提供、啓発活動
- ・ 関係機関との連携
- ・ 「配偶者暴力相談支援センター」関連業務
- ・ 性暴力被害者支援関連業務

7 老人福祉

令和5年1月1日現在における和歌山県の高齢者（65歳以上）は308,293人となり、総人口（令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口：暫定値）に占める割合（高齢者人口比率）は、33.3%となった。

前年比（1月1日現在）では、65歳以上人口が1,895人減少したものの、高齢人口比率は0.1ポイント上昇し、高齢化が進行している。

65歳以上人口を男女別に見ると男性130,258人、女性は178,035人で女性の方が多く、女性100人に対する男性の人数（性比）は73.2人と、概ね女性10人に男性7人の割合となっている。

また、75歳以上人口は、169,708人で総人口に占める割合は18.4%となっている。

こうした現状をふまえ、平成29年度に策定した「和歌山県長期総合計画」において、県が目指す方向として、「高齢者が安心して暮らせるよう、施設等への入所を望む高齢者に対応するための施設整備を進めるとともに、自宅での生活を望む高齢者に必要な在宅サービスを整備する」としている。

（1）管内における65歳以上の人口

当管内の65歳以上人口及び75歳以上人口は、下表のとおりであるが、高齢化率は県内でも高い地域となっている。

（令和5年1月1日現在）

市町村名	人口	65歳以上人口		75歳以上人口	
		人口	割合%	人口	割合%
新宮市	26,924	10,290	38.2	5,804	21.6
那智勝浦町	14,036	6,074	43.3	3,477	24.8
太地町	2,891	1,301	45.0	755	26.1
北山村	404	176	43.6	119	29.5
管内計	44,255	17,841	40.3	10,155	22.9
県計	924,469	308,293	33.3	169,708	18.4

※割合については小数点以下第2位を四捨五入

(2) 高齢者の生活状況

(令和5年1月1日現在)

市町村名	65歳以上	在宅			施設	ひとり暮らし 高齢者比率
			ひとり暮らし			
			同居			
新宮市	10,290	9,817	3,670	6,147	473	35.7%
那智勝浦町	6,074	5,850	2,003	3,847	224	33.0%
太地町	1,301	1,128	354	774	173	27.2%
北山村	176	165	85	80	11	48.3%
管内計	17,841	16,960	6,112	10,848	881	34.3%

養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において援護を受けることが困難な方をお世話する施設。

(令和5年3月31日現在)

施設名	所在地	定員
寿楽荘	新宮市木ノ川279-1	46
南紀園	東牟婁郡太地町太地1770-15	50

(3) 老人クラブの状況

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織として、社会奉仕活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりのための活動等に積極的に取り組んでいる。老人クラブは、明るい長寿社会に向けての保健福祉の推進役としての活躍が期待されており、本県でもクラブへの助成制度等により活動の促進を図っている。

(令和5年3月31日現在)

市町村名	老人クラブ数	会員数	60歳以上人口 (令和5年1月1日現在)	老人クラブ加入率 60歳以上人口に対する会員数の割合
新宮市	36	1,030	12,213	8.4%
那智勝浦町	24	584	7,058	8.3%
太地町	2	116	1,516	7.7%
北山村	3	75	210	35.7%
合計	65	1,805	20,997	8.6%

8 介護保険制度

平成12年4月から開始されたこの制度は、介護を国民すべてで支え、利用者の希望を重視した総合的なサービスを安心して受けられる仕組みで、施設サービスと居宅サービスの2つに大別される。

介護保険制度がスタートして、サービス利用者やサービス量が年々増加しており、それに伴う費用の増加が保険者（市町村等）の財政に大きな負担となっている。介護保険事業の安定的な運営を確保するため、制度の理念である「自立支援」に向けたより適切なサービスが提供されるよう、介護給付適正化事業への積極的な取り組みが求められている。

(1) 介護保険サービス整備状況

①施設サービス

介護老人福祉施設 (令和5年3月末現在)

施設名	所在地	定員
黒潮園	新宮市	100
温泉ハウスくまの	新宮市	50
熊野川園	新宮市	30
日好荘那智園	那智勝浦町	50
南紀園	太地町	100

介護老人保健施設 (令和5年3月末現在)

施設名	所在地	定員
みさき	新宮市	118
ルピナス	那智勝浦町	100

②地域密着型居住系サービス

地域密着型特定施設入居者生活介護 (令和5年3月末現在)

施設名	所在地	定員
ケアハウスはまゆう園	新宮市	29
ケアハウス湯ごりの郷	那智勝浦町	29

認知症対応型共同生活介護 (令和5年3月末現在)

施設名	所在地	定員
グループホーム開門荘	新宮市	18
グループホームはまゆう園	新宮市	18
グループホーム湯ごりの郷	那智勝浦町	18
グループホームかしの木	那智勝浦町	9
グループホームつつじ園	那智勝浦町	18
グループホームみんなの家	太地町	18

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (令和5年3月末現在)

施設名	所在地	定員
熊野川園 新館	新宮市	20
クレール高森	新宮市	29
日好荘 スマイル	那智勝浦町	29

③居宅サービス事業所数

(令和5年3月末現在)

事業種別	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
居宅介護支援	17	9	1	1	28
訪問介護	23	11	1	1	36
訪問入浴介護	1	0	0	0	1
訪問看護	6	7	0	0	13
通所介護	7	4	0	0	11
通所リハビリテーション (みなし含む)	5	1	0	0	6
訪問リハビリテーション (みなし含む)	7	4	0	1	12
短期入所生活介護	6	2	2	0	10
短期入所療養介護	1	2	0	0	3
福祉用具貸与	2	0	0	0	2
特定福祉用具販売	2	0	0	0	2
地域密着型通所介護	8	7	0	1	16
認知症対応型通所介護	0	2	0	0	2
小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	1
合計	85	50	4	4	143

(2) 要介護・要支援認定者数

要介護・要支援の認定を受けている方は、管内で 3,779 人である。そのうち、65 歳以上の方が、3,735 人で、管内の 65 歳以上の 1 号被保険者数 (17,774 人) に占める要支援老人の割合は 21.0% である。

(令和 5 年 1 月分報告 単位：人)

市町村名	65 歳以上の 1 号被保険者数	要支援老人割合%	総計	要支援・要介護						
				要支援		要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
				1	2	1	2	3	4	5
管内計	17,774	21.0	3,735 (44)	589 (7)	490 (10)	752 (7)	564 (2)	489 (2)	498 (8)	353 (8)
新宮市	10,266	22.3	2,285 (30)	368 (5)	288 (5)	468 (7)	347 (2)	286 (2)	301 (4)	227 (5)
那智勝浦町	6,100	18.7	1,139 (11)	173 (1)	168 (4)	213 (0)	177 (0)	160 (0)	158 (4)	90 (2)
太地町	1,228	20.7	254 (2)	33 (0)	27 (1)	57 (0)	35 (0)	38 (0)	35 (0)	29 (1)
北山村	180	31.7	57 (1)	15 (1)	7 (0)	14 (0)	5 (0)	5 (0)	4 (0)	7 (0)

要支援老人割合：65 歳以上の要支援者・要介護者
()内は 2 号被保険者 (介護保険事業状況報告月報より)

(3) 介護保険サービス利用状況

①施設介護サービス受給者数

介護保険の給付による施設入所者は、管内で 486 人である。その内、65 歳以上の入所者が 485 人で、65 歳以上の 1 号被保険者数に占める割合は 2.7% である。

(令和 5 年 1 月分報告 単位：人)

市町村名	65 歳以上の 1 号被保険者数	施設入所者割合%	施設系	施設系			
				介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
管内計	17,774	2.7	485 (1)	278 (1)	203 (0)	0 (0)	4 (0)
新宮市	10,266	2.5	258 (0)	148 (0)	108 (0)	0 (0)	2 (0)
那智勝浦町	6,100	2.8	169 (1)	88 (1)	79 (0)	0 (0)	2 (0)
太地町	1,228	3.7	45 (0)	36 (0)	9 (0)	0 (0)	0 (0)
北山村	180	7.2	13 (0)	6 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)

()内は 2 号被保険者
(介護保険事業状況報告月報より)

②居宅介護サービス受給者数（地域密着型サービス除く）

居宅における介護保険サービス受給者数（地域密着サービス除く）は、管内で 2,231 人である。その内、65 歳以上は 2,198 人で、65 歳以上の 1 号被保険者数に占める割合は 12.4%である。

（令和 5 年 1 月分報告 単位：人）

市町村名	65 歳以上の 1 号被保険者数	要援護老人割合%	総計	要支援		要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
				1	2	1	2	3	4	5
						1	2	3	4	5
管内計	17,774	12.4	2,198 (33)	213 (6)	256 (6)	577 (6)	457 (4)	272 (2)	250 (5)	173 (4)
新宮市	10,266	13.7	1,404 (21)	127 (4)	137 (2)	360 (6)	306 (3)	169 (1)	171 (3)	134 (2)
那智勝浦町	6,100	10.5	641 (9)	64 (1)	97 (3)	164 (0)	127 (1)	88 (1)	71 (2)	30 (1)
太地町	1,228	9.8	120 (2)	12 (0)	16 (1)	41 (0)	21 (0)	15 (0)	8 (0)	7 (1)
北山村	180	18.3	33 (1)	10 (1)	6 (0)	12 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)

要援護老人割合：65 歳以上の要支援者・要介護者
 ()内は 2 号被保険者（介護保険事業状況報告月報より）

③地域密着型サービス受給者数

居宅における地域密着型サービス受給者数は、管内で 604 人である。その内、65 歳以上は 602 人で、65 歳以上の 1 号被保険者数に占める割合は 3.4%である。

（令和 5 年 1 月分報告 単位：人）

市町村名	65 歳以上の 1 号被保険者数	要援護老人割合%	総計	要支援		要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
				1	2	1	2	3	4	5
						1	2	3	4	5
管内計	17,774	3.4	602 (2)	0 (0)	3 (0)	178 (0)	134 (1)	126 (0)	98 (1)	63 (0)
新宮市	10,266	2.9	297 (2)	0 (0)	0 (0)	86 (0)	67 (1)	66 (0)	49 (1)	29 (0)
那智勝浦町	6,100	3.3	203 (0)	0 (0)	3 (0)	52 (0)	44 (0)	47 (0)	37 (0)	20 (0)
太地町	1,228	7.2	89 (0)	0 (0)	0 (0)	32 (0)	22 (0)	12 (0)	12 (0)	11 (0)
北山村	180	7.2	13 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)

要援護老人割合：65 歳以上の要支援者・要介護者
 ()内は 2 号被保険者（介護保険事業状況報告月報より）

9 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを目的とし、人格識見ともに優れた民間人の中から推薦し、厚生労働大臣から委嘱される。

当管内では、現在 139 名の民生委員・児童委員と主任児童委員 20 名が厚生労働大臣から委嘱されており、民間社会奉仕者として自主的活動や公的行政機関への協力活動を行っている。

長引く景気の低迷や厳しい経済・雇用環境のもと、生活保護の被保護世帯の増加傾向や深刻化する児童虐待など、生活上の様々な支援を必要とする人々には、より一層きめ細やかな情報の提供や見守りが必要になってきており、民生委員・児童委員は住民の身近な「相談・支援者」としての役割が一層期待されている。

管内民生委員・児童委員の状況

(令和5年4月1日現在)

市町村名	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計
	男	女	計	男	女	計	
新宮市	41	32	73	0	14	14	87
那智勝浦町	26	26	52	1	2	3	55
太地町	7	3	10	1	1	2	12
北山村	2	2	4	0	1	1	5
合計	76	63	139	2	18	20	159

10 生活保護

管内(那智勝浦町・太地町・北山村)の令和5年3月末の生活保護の状況は、被保護世帯数176世帯、被保護人員210人、保護率12.33%(被保護人員210÷R4.10.1時点管内推計人口17,029人)となっており、県全体の保護率15.76%を下回っている。

(1) 地域の特徴

- ①大都市圏から隔絶した位置にあり、また総面積の約9割が山地である。主たる産業は林業・漁業等の第1次産業のほか、温泉旅館を中心とする観光産業であり、雇用の場が限られ、離職者にとって再雇用が厳しい状況となっている。令和5年4月の新宮公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.35となっている。(前年同期1.48)。
- ②65歳以上人口の割合は43.5%(令和5年1月末現在・2町1村)で、県全体の33.3%を大きく上回っている。高齢者世帯が疾病等で医療費負担が増し、生活保護申請に至る場合が多く見られる。高齢者世帯の扶養義務者(子)は都市部へ転出していることも多く、扶養義務の履行は十分にはなされていない。
- ③令和2年1月以降新型コロナウイルスの世界的流行に伴う経済活動自粛により、全国的な景気悪化の懸念が高まり当地域の観光業にも大きな影響を及ぼし一部で雇用への影響も生じたが、外国人観光客も徐々に増え以前の活況が戻りつつある。

(2) 保護施行上の重要方針

- ① 組織的な運営管理の推進
- ② 保護の相談、申請、開始段階及び廃止時における助言、指導及び調査の徹底
- ③ 保護受給中における指導援助の推進
- ④ 稼働年齢層の者に対する就労指導の推進
- ⑤ 要援護世帯に対する援助の充実
- ⑥ 不正受給防止対策の推進
- ⑦ 医療扶助の適正実施の推進
- ⑧ 介護扶助の適正運営の確保
- ⑨ 関係町村との連携強化
- ⑩ 生活保護費返還金の徴収の推進

(3) 保護の現況

①保護率の推移

(単位：‰)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
管内 (那智勝浦町、 太地町、北山村)	11.99	12.30	12.33
県平均	15.89	15.86	15.76

②保護の状況

(令和5年3月末現在)

被保護世帯数	被保護人員	保護率
176世帯	210人	12.33‰

③世帯類型

(令和5年3月末現在)

世帯類型		高 齢	母 子	障 害	傷 病	他	停 止	合 計
合 計		118 (67.8%)	3 (1.7%)	14 (8.0%)	8 (4.6%)	31 (17.8%)	2	176
内 訳	単 身	109	—	12	6	20	2	149
	2人以上	9	3	2	2	11	0	27

④主な扶助の対象人員

(令和5年3月分)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	合 計
180	139	3	54	188	0	1	0	565

⑤処理件数

(令和4年度)

申 請	開 始	取 下	却 下	廃 止
22	20	0	2	21

* 前年度からの未処理件数の関係で年度末保護世帯数と一致しない場合あり。件数は世帯数。

Ⅲ 保健課

1 人口動態統計

(1) 調査の概要

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るために、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」による届書に基づいて作成された人口動態調査票を、厚生労働省において集計したものである。

①調査の期間及び対象

本資料では、日本において発生した日本人に関する事件で、主に令和3年1月1日から令和3年12月31日までに発生したものを集計し、掲載している。

②用語の説明

自 然 増 加	出生数から死亡数を減じたもの
乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡
新 生 児 死 亡	生後4週未満の死亡
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡
死 産	妊娠満12週以後の死児の出産
周 産 期 死 亡	妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

③管内の結果概要

出 生 数	出生数は、229人で、前年の207人よりも22人増加した。
死 亡 数	死亡数は、760人で、前年の805人よりも45人減少した。
自 然 増 加 数	自然増加数は、△531人で前年の△598人より67人増加した。
死 産 数	死産数は3胎で、前年の3胎から横ばいとなった。

(2) 死亡順位・死亡率（人口10万対）・構成比（%）（令和3年）

管内	順位	死亡数	死亡率	構成比
総合		760	1735.6	100.0%
悪性新生物	1	194	443.0	25.5%
老衰	2	103	235.2	13.6%
心疾患（高血圧性を除く）	3	99	226.1	13.0%
脳血管疾患	4	50	114.2	6.6%
肺炎	4	50	114.2	6.6%
不慮の事故	6	22	50.2	2.9%
腎不全	7	15	34.3	2.0%
大動脈瘤及び解離	7	15	34.3	2.0%
肝疾患	9	11	25.1	1.4%
自殺	10	9	20.6	1.2%
その他の死因		192	438.5	25.3%

和歌山県	順位	死亡数	死亡率	構成比
総合		12,930	1,425.6	100.0%
悪性新生物	1	3,297	363.5	25.5%
心疾患（高血圧性を除く）	2	2,080	229.3	16.1%
老衰	3	1,620	178.6	12.5%
脳血管疾患	4	774	85.3	6.0%
肺炎	5	713	78.6	5.5%
不慮の事故	6	428	47.2	3.3%
腎不全	7	290	32.0	2.2%
自殺	8	186	20.5	1.4%
大動脈瘤及び解離	9	166	18.3	1.3%
慢性閉塞性肺疾患	10	148	16.3	1.1%
その他の死因		3,228	326.8	25.0%

全国	順位	死亡数	死亡率	構成比
総合		1,439,856	1,172.7	100.0%
悪性新生物	1	381,505	310.7	26.5%
心疾患（高血圧性を除く）	2	214,710	174.9	14.9%
老衰	3	152,027	123.8	10.6%
脳血管疾患	4	104,595	85.2	7.3%
肺炎	5	73,194	59.6	5.1%
誤嚥性肺炎	6	49,488	40.3	3.4%
不慮の事故	7	38,355	31.2	2.7%
腎不全	8	28,688	23.4	2.0%
アルツハイマー病	9	22,960	18.7	1.6%
血管性及び詳細不明の認知症	10	22,343	18.2	1.6%
その他の死因		351,991	286.7	24.4%

(3) 前年比較 (実数)

		出生	死亡	自然増加	乳児死亡	新生児死亡	婚姻	離婚
県	令和4年	5,238	14,308	-9,070	9	3	3,193	1,386
	令和3年	5,514	12,930	-7,416	15	4	3,264	1,442
	令和2年	5,732	12,610	-6,878	8	2	3,527	1,529
管内	令和4年	187	806	-619	0	0	115	71
	令和3年	229	760	-531	0	0	131	63
	令和2年	207	805	-598	0	0	138	72
新宮市	令和4年	137	466	-329	0	0	70	52
	令和3年	159	437	-278	0	0	91	39
	令和2年	141	422	-281	0	0	101	45
那智勝浦町	令和4年	36	271	-235	0	0	41	17
	令和3年	58	255	-197	0	0	35	18
	令和2年	56	291	-235	0	0	29	23
太地町	令和4年	12	65	-53	0	0	4	2
	令和3年	9	59	-50	0	0	4	5
	令和2年	6	83	-77	0	0	5	3
北山村	令和4年	2	4	-2	0	0	0	0
	令和3年	3	9	-6	0	0	1	1
	令和2年	4	9	-5	0	0	3	1

		死産			周産期死亡		
		総数	自然死産	人工死産	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡
県	令和4年	112	59	53	23	20	3
	令和3年	91	39	52	12	9	3
	令和2年	111	45	66	20	18	2
管内	令和4年	5	2	3	0	0	0
	令和3年	3	1	2	0	0	0
	令和2年	3	1	2	1	1	0
新宮市	令和4年	2	2	0	0	0	0
	令和3年	3	1	2	0	0	0
	令和2年	3	1	2	1	1	0
那智勝浦町	令和4年	3	0	3	0	0	0
	令和3年	0	0	0	0	0	0
	令和2年	0	0	0	0	0	0
太地町	令和4年	0	0	0	0	0	0
	令和3年	0	0	0	0	0	0
	令和2年	0	0	0	0	0	0
北山村	令和4年	0	0	0	0	0	0
	令和3年	0	0	0	0	0	0
	令和2年	0	0	0	0	0	0

(4) 年齢調整死亡率（人口 10 万対）、主要死因・性別

	男性			女性		
	全国	和歌山県	保健所管内	全国	和歌山県	保健所管内
全死因	486.0	520.7	622.4 (582.2)	255.0	268.9	272.7 (301.6)
悪性新生物	165.3	176.2	211.4 (187.7)	87.7	86.7	89.6 (106.2)
心疾患	65.4	74.5	67.1 (92.9)	34.2	42.1	45.9 (42.1)
急性 心筋梗塞	16.2	16.5	11.4 (16.9)	6.1	7.9	11.3 (4.8)
脳血管疾患	37.8	32.4	50.8 (43.9)	21.0	19.5	22.2 (16.6)
肺炎	38.3	43.1	53.9 (30.2)	15.8	17.7	28.4 (14.6)
不慮の事故	19.3	20.9	37.1 (29.6)	8.0	8.5	11.5 (11.8)
自殺	23.0	26.2	34.3 (44.8)	8.9	6.7	0.0 (8.5)
老衰	10.1	12.2	15.9 (7.5)	13.4	15.9	11.2 (17.8)
腎不全	7.3	8.8	6.6 (3.9)	4.0	4.7	1.6 (6.0)
肝疾患	9.8	11.2	7.5 (9.7)	3.5	3.1	0.6 (0.0)
慢性閉塞性 肺疾患	7.5	10.0	12.8 (7.1)	1.1	1.1	0.3 (0.3)
糖尿病	5.5	4.9	5.0 (6.8)	2.5	2.4	1.0 (3.5)

※平成 27 年におけるデータ。（ ）内は平成 29 年のデータ

〈死因別年齢調整死亡率の算出方法〉

$$\text{死因別年齢調整死亡率} = \frac{\text{期待死亡数の総和}}{\text{昭和 60 年モデル人口の総和}} \times 100,000$$

$$\text{期待死亡数} = (\text{年齢階級別死亡率} \times \text{昭和 60 年モデルの年齢階級人口}) \div 100,000$$

$$\text{年齢階級別死亡率} = \frac{\text{死因別年齢階級別死亡数}}{\text{ある集団の年齢階級別人口}} \times 100,000$$

(5) 悪性新生物部位別死亡率（人口 10 万対）

（令和 3 年）

	総数	食道	胃	結腸	直腸等	肝等	胆のう等
全国	310.7	8.9	33.9	30.0	12.7	19.6	14.8
和歌山県	363.5	11.6	44.2	34.1	14.0	26.9	16.9
管内	443.0	22.8	59.4	57.1	20.6	36.5	25.1

	膵	気管及び肺	乳房	子宮	白血病	その他	大腸（再掲）
全国	31.4	62.1	23.5	10.8	7.4	72.2	42.7
和歌山県	34.6	76.6	22.1	12.3	8.3	78.2	48.1
管内	25.1	86.8	25.5	17.0	6.9	79.9	77.6

(6) 市町村別標準化死亡比 (EBSMR)

和歌山県の死因統計

2013 - 2017 年 (H25 - H29 年)

		全死因	悪性 新生物	心疾患	心不全	肺炎	脳血管 疾患	老衰
新宮市	男	** 111.2	* 112.0	* 117.1	** 141.3	* 120.0	104.5	** 54.5
	女	** 108.4	101.8	* 115.8	** 134.5	107.5	96.6	105.0
那智勝浦町	男	* 109.6	109.5	115.4	123.4	114.7	96.8	119.5
	女	99.6	98.5	110.5	125.4	96.6	94.0	74.1
太地町	男	108.5	104.4	116.7	163.9	127.5	97.3	100.3
	女	113.5	98.5	113.5	137.8	125.7	97.5	87.8
北山村	男	105.1	106.1	116.1	132.8	114.0	93.3	143.8
	女	99.0	—	111.0	108.0	101.9	—	87.1

標準化死亡比 (SMR) で市町村単位で比較する場合、人口の少ない市町村があり、わずかな死亡数の増減により SMR は大きく変動します。そのため、安定した地域間比較ができるように、5 年間の合計を用い、さらに人口の調整を行った SMR の経験的ベイズ推定量 (EBSMR) を指標としました。

基準死亡率：人口動態統計による毎年の全国死亡率

人口：国勢調査人口

$$SMR = \frac{\text{観察集団の死亡数}}{\sum \{(\text{基準となる人口集団の年齢階級別死亡率}) \times (\text{観察集団の年齢階級別人口})\}} \times 100$$

$$EBSMR = \frac{\alpha + \text{観察集団の期待死亡数}}{\beta + \text{観察集団の死亡数}} \times 100 \quad \alpha、\beta：推定値$$

χ^2 検定・・・*：p<0.05、**：p<0.01

標準化死亡比が 100 より大きい場合は全国よりも高い死亡率、100 より小さい場合は全国よりも低い死亡率であると判断する。

新宮保健所管内の死因統計を市町村別・男女別に見ると、全死因、悪性新生物、肺炎、心疾患、心不全でその多くが高く、中でも新宮市の男女が全死因、心不全で有意に高い状況である。肺炎では那智勝浦町の女性以外が高く、脳血管疾患では新宮市の男性のみが高くなっている。また、老衰では、新宮市の男性が有意に低くなっている。

2 医療関係業態

(1) 医療施設数

(令和5年3月末現在)

区 分	病 院		診 療 所				歯 科 診 療 所
	施設数	病床数	施 設 数			病床数	
			総 数	有 床	無 床		
新 宮 市	3	526	36	2	34	29	26
那 智 勝 浦 町	2	202	11	1	10	19	12
太 地 町	0	0	3	1	2	19	2
北 山 村	0	0	1	0	1	0	0
合 計	5	728	51	4	47	67	40

(2) 病院病床別患者数 (利用率)

(令和4年3月～令和5年2月)

区 分	病院数	病 床 数	在院患者 延 数	新入院 患者数	退 院 患者数	病 床 利用率
		12月末 現在	年 間	年 間	年 間	年間 %
総 数	6	728	173,687	5,444	5,437	60.4
精神病床	1	157	34,470	40	34	55.6
感染症病床	1	4	524	49	43	33.2
一般病床	3	485	124,365	5,292	5,302	64.2
療養病床	1	82	14,328	63	58	44.2

$$\text{年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

(3) 病院一覧

(令和5年3月末現在)

病 院 名	所 在 地	一般	療養型	精神	感染症	合計
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏 18-7	281			4	285
新 宮 病 院	新宮市仲之町 2-1-15	84				84
岩 崎 病 院	新宮市三輪崎 1384			157		157
那智勝浦町立温泉病院	那智勝浦町天満 1185-4	120				120
日 進 会 病 院	那智勝浦町朝日 1-221-1		82			82
合 計		485	82	157	4	728

* 救急医療対策の現状

初期救急 在宅当番医制 新宮市医師会 (S47 年以来)
 救急告示医療機関 新宮市立医療センター、那智勝浦町立温泉病院

3 感染症予防

平成 11 年 4 月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症対策が実施されてきた。

法の施行後も感染症対策の一層強化が求められる状況となり、感染症の発生予防並びに患者・感染者に対する良質な医療の提供と人権の尊重に配慮された新しい感染症対策として、平成 15 年 10 月に見直しを行い、また、最近の海外における感染症の発生状況、新型インフルエンザ等感染症など保健医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する為に随時改正されている。

(1) 感染症患者発生状況

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第 12 条に基づく届出のあった全数把握対象の感染症。

年	届出のあった感染症名及び件数
平成26年	日本紅斑熱：6件、侵襲性肺炎球菌感染症：1件
平成27年	日本紅斑熱：10件、後天免疫不全症候群：1件、 侵襲性肺炎球菌感染症：1件
平成28年	日本紅斑熱：3件、レジオネラ症：2件、後天性免疫不全症候群：2件、 侵襲性肺炎球菌感染症：1件、アメーバ赤痢：1件
平成29年	日本紅斑熱：13件、レジオネラ症：1件
平成30年	腸管出血性大腸菌感染症：2名、日本紅斑熱：15名、百日咳：15名、 風しん：1名

令和元年	日本紅斑熱：6名、レジオネラ症：1名、梅毒：2名、百日咳：48名、麻しん：4名
令和2年	日本紅斑熱：5名、レジオネラ症：1名、急性脳炎：1名、百日咳：2名、播種性クリプトコックス症：1名、新型コロナウイルス感染症：3名
令和3年	日本紅斑熱：4件、百日咳：4件
令和4年	日本紅斑熱：6件、レプトスピラ：1件、梅毒：1件、破傷風：1件

(2) 赤痢菌等保菌者検索実施状況

赤痢保菌者検索として窓口を設置し、細菌性赤痢菌及び希望により腸チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌等の細菌検査を実施。

(令和4年度)

依頼者	実施人数	実施件数	うち陽性者
水道関係者	79	237	0
給食・食品関係者	0	0	0
その他	0	0	0
計	79	237	0

(3) 肝炎治療特別促進事業の申請状況

将来の肝がん等の予防を図ることを目的とし、平成20年度からB型及びC型ウイルス性肝炎患者のインターフェロン治療の医療費助成を行っている。また平成22年度からB型ウイルス肝炎患者の核酸アナログ製剤治療が追加され、平成23年度にはC型慢性肝炎の治療に3剤併用療法が、平成26年にはインターフェロンフリー治療が追加された。

(件数)

年度	インターフェロン治療※1	核酸アナログ治療※2	3剤併用	インターフェロンフリー
30	—	22	—	23
31	—	24	—	19
2	—	18	—	14
3	—	17	—	10
4	—	22	—	4

※1) 2回目含む

※2) 更新申請者含む

4 エイズ対策

エイズについて相談（来所・電話）に応じるとともに、無料・匿名で受けられるH I V抗体検査を実施している。また、検査機会の拡大のため、平成19年8月からは夜間即日検査（原則として約1時間後に結果が分かる検査）も行っている。

また、患者・感染者に対する適切な理解や感染予防についての正しい知識を普及啓発するため、健康教育や啓発事業に取り組んでいる。

①エイズ相談・H I V抗体検査

相談…（電話）随時実施

（来所）毎月第1、3水曜 9時30分～11時

検査…（通常検査）毎月第1、3水曜 9時30分～11時

（即日検査）偶数月第1水曜 17時～19時（※前日までに要予約）

（令和4年度）

エイズ相談件数	H I V抗体検査件数	
1	（通常検査）3	（即日検査）1

②健康教育や啓発事業等

（令和4年度）

実施日	対象	人数	内容
令和4年6月29日	新宮高校 定時制生徒	6名	思春期ピアエデュケーション 「HIV/AIDS」（健康教育）を実施

5 結核対策

(1) 結核患者状況

結核罹患率は、近年、減少速度が鈍化し、新規発生患者の多くは既感染発病の高齢者となっている。

高齢者は、自己服薬や治療が困難な場合も多く、「早期発見」・「適正医療」・「服薬支援」・「接触者健康診断」を柱とした、結核対策の強化が重要である。

①罹患率・有病率・登録率（人口10万対）

（令和4年末）

区分	市町村				
	管内	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村
罹患率	7	3.8	14	0	0
有病率	25.7	11.5	51.9	37.6	0

②活動性分類別全登録

（令和4年末）

区分	市町村					
	管内	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	
活動性分類	登録時喀痰塗抹陽性	2	0	2	0	0
	登録時その他結核菌陽性	1	1	0	0	0
	登録時菌陰性・その他	0	0	0	0	0
	肺外結核活動性	1	0	1	0	0
	不活動性結核	4	1	2	1	0
	活動性不明	0	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	3	1	2	0	0
合計	11	3	7	1	0	

③新規登録者

(令和4年中)

区分		市町村				
		管内	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村
活動性分類	登録時喀痰塗抹陽性	1	0	1	0	0
	登録時その他結核菌陽性	2	1	1	0	0
	登録時菌陰性・その他	0	0	0	0	0
	肺外結核活動性	0	0	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0	0
合計		3	1	2	0	0

()内は他保健所への転出患者

④新規登録者（年齢階級別年次推移）

年 年齢	平成30年中		令和元年中		令和2年中		令和3年中		令和4年中	
	総数	LTBI	総数	LTBI	総数	LTBI	総数	LTBI	総数	LTBI
0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5～9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
20～29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49歳	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
50～59歳	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
60～69歳	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
70～79歳	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
80～89歳	3	0	2	0	1	0	1	0	1	0
90歳以上	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
合計	6	0	3	1	3	0	5	3	3	0

()内は他保健所からの転入出患者

⑤治療成績 (令和4年中コホート検討会対象者)

治癒	治療完了	死亡	治療失敗	脱落中断	転出	長期治療	判定不能	合計
1	1	1	0	0	0	0	0	3

⑥結核患者管理検診実施状況 (令和4年中)

区分 市町村	対象者数	受診者数			結果	
		人数(延べ人数)		率	要観察	登録削除
新宮市	2	2	3	100%	1	1
那智勝浦町	5	5	9	100%	5	0
太地町	1	1	2	100%	1	0
北山村	0	0	0	—	0	0
合計	8	8	14	100%	7	1

⑦登録削除者 (令和4年中)

観察不要	結核死亡	他の死亡	転症	転出	その他	合計
1	0	0	0	0	0	1

(2) 結核予防事業実施状況

健診実施状況

(令和4年度)

区分	対象施設数	対象者数	報告書の提出		受診者数	受診率(%)
			提出施設数	提出率(%)		
事業者	119	1,998	110	92	1,848	92
学校長	7	466	7	100	460	99
高等学校	4	418	4	100	412	99
その他	3	48	3	100	48	100
施設長	14	385	13	93	385	100
市町村長	4	18,072	4	100	2,559	14
一般住民	65歳以上	18,072			2,559	14
一般住民	その他	0			0	—

区分	パルリク 反応検査	IGRA 検査	BCG 接種者数	喀痰 検査者数	検査結果	
					発見 患者数	患者発見 率(%)
事業者				0	0	0
学校長				0	0	0
高等学校				0	0	0
その他				0	0	0
施設長				0	0	0
市町村長				27	0	0
一般住民	65歳以上			27	0	0
一般住民	その他			0	0	0

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による対象者)

事業者：学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設において業務に従事する者について毎年度。

学校長：大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業期間が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒について入学した年度。

施設の長：監獄に収容されている者について毎年度。社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に収容されている者について65歳に達する日の属する年度以降について毎年度。

市町村長：健康診断の対象者以外の者(病院、老人保健施設等の医学的管理下にある者は除く)について、65歳に達する日の属する年度以降について毎年度。市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して定期の健康診断の必要性があると認める者について市町村が定める定期。

6 健康相談（クリニック）

月2回（第1・第3水曜日）実施しているクリニックでは、健康相談や健康診断などを行っている。

（単位：人）

年度	一般クリニック	
	実	延
令和4	56	57
令和3	64	66
令和2	68	72

7 試験検査件数

（令和4年度）

区分	検査項目	件数
血液検査	（総数）	45
	（内訳）	
	末梢血液一般	45
	AST	45
	ALT	45
	HBs 抗原	0
	HCV 抗体	0
一般検査	尿検査	56
細菌検査	赤痢菌	106
	腸チフス	106
	パラチフス	106
	サルモネラ	0
	O-157	0
生理学検査	心電図	42
特定感染症等検査 （無料匿名検査）	HIV 抗原抗体検査	6
	梅毒	6
	クラミジア	6
	HBs 抗原	6
	HCV 抗体	6

*血液検査・特定感染症等検査：民間検査センターに委託

8 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）

難病対策の一環として、昭和47年から行われてきた特定疾患治療研究事業は、平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に移行した。

難病法では、難病のうち患者数が一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているという要件を満たすものを厚生労働大臣が指定難病と指定し、医療費助成の対象とした。対象疾患は令和3年11月1日から338疾患となっている。

《特定医療費（指定難病）受給者証所持者数》 (令和5年3月末現在)

告示番号	指定難病疾患名	人数	告示番号	指定難病疾患名	人数
2	筋萎縮性側索硬化症	2	69	後縦靭帯骨化症	24
5	進行性核上性麻痺	6	70	広範脊柱管狭窄症	3
6	パーキンソン病	85	71	特発性大腿骨頭壊死症	12
11	重症筋無力症	13	72	下垂体性ADH分泌異常症	1
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	11	74	下垂体性PRL分泌亢進症	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多 業性運動ニューロパチー	4	75	クッシング病	2
			77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1
17	多系統萎縮症	4	78	下垂体前葉機能低下症	9
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を 除く。）	14	84	サルコイドーシス	10
			85	特発性間質性肺炎	5
19	ライソゾーム病	1	86	肺動脈性肺高血圧症	1
22	もやもや病	4	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1
26	HTLV-1 関連脊髄症	2	90	網膜色素変性症	5
28	全身性アミロイドーシス	3	93	原発性胆汁性胆管炎	11
34	神経線維腫症	1	95	自己免疫性肝炎	4
35	天疱瘡	2	96	クローン病	12
37	膿疱性乾癬（汎発型）	1	97	潰瘍性大腸炎	49
41	巨細胞性動脈炎	3	107	若年性特発性関節炎	1
43	顕微鏡的多発血管炎	7	111	先天性ミオパチー	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5	113	筋ジストロフィー	3
47	バーシャー病	3	127	前頭側頭葉変性症	1
49	全身性エリテマトーデス	20	144	レノックス・ガストー症候群	1
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	8	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含 む。）	1
51	全身性強皮症	17			
52	混合性結合組織病	5	163	特発性後天性全身性無汗症	1
53	シェーグレン症候群	9	167	マルファン症候群	1
54	成人スチル病	3	215	ファロー四徴症	1
55	再発性多発軟骨炎	1	220	急速進行性糸球体腎炎	2
56	パーチェット病	14	222	一次性ネフローゼ症候群	2
57	特発性拡張型心筋症	12	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
58	肥大型心筋症	7	230	肺胞低換気症候群	1
60	再生不良性貧血	2	271	強直性脊椎炎	6
61	自己免疫性溶血性貧血	1	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四 肢病変）	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	8			
66	IgA腎症	1	283	後天性赤芽球癆	1
67	多発性嚢胞腎	3	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	2
68	黄色靭帯骨化症	9	306	好酸球性副鼻腔炎	9
合 計					478

◎受給者証所持者が0人の疾患については掲載を省略する。

疾患名については厚生労働省ホームページを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

(2) 特定疾患治療研究事業

①国指定特定疾患

対象疾患はつぎの4疾患だが、令和5年3月末現在の管内における受給者証所持者は0人である。

- ・スモン
- ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎
(平成26年12月31日までに新規申請した方で更新のみ対象)
- ・重症急性膵炎
(平成26年12月31日までに新規申請した方で更新のみ対象)
- ・プリオン病
(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

②県指定特定疾患

対象疾患はつぎの2疾患で、入院医療のみが対象となっている。令和5年3月末現在の管内における受給者証所持者は下記の通りである。

- ・橋本病 (0名)
- ・突発性難聴 (1名)

(3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症等の患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安を解消するため、患者の医療保険等の自己負担分を公費負担するものである。

受給者証所持者数 4名 (令和5年3月末現在)

(4) 難病患者相談支援事業

①個別相談

個別相談は、難病患者及びその家族に対し、医療及び日常生活に係る相談、指導、助言等を行い、疾病等に対する不安の緩和を図ることを目的に実施している。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施なし。

実施年月日	場所	相談者数 (相談件数)	従事者
令和3年 9月24日 (金)	東牟婁総合庁舎 地下会議室3 及び面談室	17 (31)	吉田 宗平 医師 (関西医療大学) 鈴木 俊明 理学療法士 (関西医療大学) 保健師 (保健所)

②医療講演会

実施年月日	場所	講演内容及び講師	参加者数
令和4年 12月8日 (木)	那智勝浦町 福祉健康 センター	講演：「パーキンソン病の最近の話題と 日常生活の工夫」 講師：宮本 勝一 准教授 (和歌山県立医科大学附属病院 脳神経内科)	23

③保健師による訪問相談

年度	R2	R3	R4
訪問回数	49	45	37
延人員	91	72	60

(5) 難病対策検討会

難病の患者に対する医療等に関する法律第 32 条に基づき、平成 28 年度から開催している。

目的 難病の患者に対する医療・保健・福祉に関連する関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の協議を行う。

組織 和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会紀南支部、和歌山県介護支援専門員協会紀南支部、公立病院地域連携室、各市町村の代表者、新宮保健所及び新宮保健所串本支所職員

開催年月日	場 所	出席者数	内 容
令和2年 12月14日 (月)	東牟婁 総合庁舎 大会議室	27	【要綱改正について】 【報告】 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者および 相談事業の状況について ・在宅人工呼吸器利用者への支援について 【意見交換】 「在宅人工呼吸器利用者、在宅酸素利用者への災 害時対応について」

※令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、
保健所事業について書面報告のみ実施

9 精神保健福祉対策

精神保健福祉対策として、精神保健福祉センター、市町村、医療機関、相談支援事業所、作業所、家族会等を含めた地域社会と緊密な連携のもとに、精神障害者の早期治療並びに社会復帰等の促進を図るとともに、地域住民の精神保健の向上を図るための諸事業を行っている。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(令和5年3月末現在)

1 級	2 級	3 級	合 計
53	249	222	524

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者状況

令和5年3月末 685名

(3) 精神保健福祉に関する相談

①精神保健福祉相談員及び保健師による相談は随時受けている。

【面接相談】

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実 人 員	39	44	35	41	39	47	63	41
延 件 数	87	107	108	114	137	222	195	85

【電話相談】 令和4年度 延べ251件

②こころの健康相談事業（月1回）

精神科嘱託医による精神科医療や社会復帰、認知症、その他こころの悩み全般に関する相談を受けている。

令和4年度 3件

(4) 訪問指導

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実 人 員	26	56	55	43	44	42	45	51
延 件 数	77	128	114	78	113	126	130	147

(5) 措置入院申請・通報処理状況

(令和4年度)

区 分	申請通報 届出件数	診察不要	入院措置	措置非該当	精神障害者で なかった者
一般からの通報	0	0	0	0	0
警察からの通報	3	1	0	2	0
検察官からの通報	1	1	0	0	0
合 計	4	2	0	2	0

(6) 精神デイケア教室

通院中の精神障害者を対象に、生活圏の拡大や社会性・自主性を養うことを目的に、料理・レクリエーション等のデイケア活動を行っていた。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和3年12月から中止していたが、地域に日中活動の場となる福祉施設が増加していること、精神デイケア教室参加者が年々減少してきていること等の理由により、令和4年度をもって終了した。

(7) 精神障害者家族教室事業

精神障害者家族教室事業は、精神障害者の家族に対し、正しい病気の知識の普及や障害の特性に応じた対応の仕方について学習することにより、精神障害者の病気の早期回復と再発を防ぐことを目的とする。

日 時：令和5年2月13日（月）

内 容：講演会・家族SST

講 師：NPO法人ネオ 相談室ラルゴ 相談支援専門員 杉谷 吏恵 氏

合同会社ネオ 訪問看護ステーションフレッタ 管理者 西 由美子 氏

場 所：東牟婁総合庁舎 地階 会議室3

参加人数：13人

(8) 精神障害者社会参加促進事業

精神障害者社会参加促進事業は、精神障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や実施主体の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施なし。

10 原子爆弾被爆者対策

原爆被爆者対策事業として、健康手帳の交付をはじめ、一般及びがん検診・各種手当の支給等、被爆者に対する健康管理や医療費負担の軽減などの援護を行っている。

(1) 一般健康診断受診状況 (令和4年度実績)

区分 市町村	被爆者健康 手帳所持者数	第 1 回					第 2 回				
		受診者数	受診率(%)	結 果			受診者数	受診率(%)	結 果		
				異常なし	要精密検査	その他 の所見			異常なし	要精密検査	その他 の所見
新 宮 市	2	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0
那智勝浦町	2	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0
太 地 町	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0
北 山 村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0

※被爆者健康手帳所持者数は令和5年3月末現在

(2) がん検診受診状況 (令和4年度実績)

区分 市町村	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄腫
新 宮 市	0	0	0	0	0	0
那智勝浦町	0	0	0	0	0	0
太 地 町	0	0	0	0	0	0
北 山 村	—	—	—	—	—	—
計	0	0	0	0	0	0

(3) 手当等支給状況 (令和4年度末の受給者数又は令和4年度中件数)

区分 市町村	医療特別 手当	特別手当	小頭症 手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当	葬祭料
新 宮 市	0	0	0	1	0	0	0
那智勝浦町	0	0	0	0	1	0	0
太 地 町	0	0	0	0	0	0	0
北 山 村	—	—	—	—	—	—	—
計	0	0	0	1	1	0	0

1 1 母子保健

母子保健は、母子保健法と児童福祉法を基本に、幅広く事業が行われている。平成9年度からは、住民に身近な市町村において、思春期から妊娠・出産・育児並びに乳幼児を中心とする子どもを対象にきめ細かく一貫したサービスの提供を図るという観点から、健康診査等の基本的な母子保健事業は実施主体が市町村に一元化された。

保健所では、専門的サービスの提供や市町村相互間の連絡調整を担い、必要に応じ指導、助言、技術援助等の事業を行い、思春期から妊娠出産を通して母性や父性がはぐくまれ、子どもが心身ともに健やかに育つことをめざして、一貫した地域母子保健対策に取り組んでいる。

(1) 妊娠届出状況

妊婦の保健指導、健康診査等母子保健施策の早期実施を図るため、早期届出を勧奨している。

区分	年度	妊娠届出数	妊 娠 週 数 (月)								
			満 11 週以内 (3か月以内)		満 12~19 週 (4~5か月)		満 20~27 週 (6~7か月)		満 28 週以上 (8か月以上)		不詳
			実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	
新宮市	R2	171	154	90.1	15	8.8	1	0.6	0	0.0	0
	R3	140	134	95.7	6	4.3	0	0.0	0	0.0	0
	R4	131	127	96.9	1	0.8	2	1.5	1	0.8	0
那智勝浦町	R2	57	53	93.0	4	7.0	0	0.0	0	0.0	0
	R2	40	34	85.0	5	12.5	1	2.5	0	0.0	0
	R4	50	48	96.0	2	4.0	0	0.0	0	0.0	0
太地町	R2	8	7	87.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
	R3	14	11	78.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3
	R4	12	8	66.7	1	8.3	0	0.0	0	0.0	3
北山村	R2	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	R3	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	R4	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
管内	R2	242	220	90.9	19	7.9	1	0.4	0	0.0	1
	R3	195	180	92.3	11	5.6	1	0.5	0	0.0	3
	R4	195	185	94.9	4	2.1	2	1.0	1	0.5	3

(2) 妊婦一般健康診査受診状況

妊娠の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として、妊婦健康診査費助成事業が実施されている。

(令和4年度)

(初回)

市町村名	受診票 交付数 A	受診 者数 B	受診率 B/A ×100 %	血色素		尿蛋白			尿糖			梅毒 血清 反応 +	T P H A +	H B S +	H C V +	血圧 140 以上	異常 なし	要 指 導	要 精 密
				10.0 以下	10.1 ~ 11.9	+	2+	3+	+	2+	3+								
新宮市	124	124	100.0	3	27	6	1	1	2	3	2	2	1	0	0	3	114	8	2
那智勝浦町	50	46	92.0	0	7	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	3	33	10	3
太地町	12	11	91.7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	
北山村	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
合計	188	183	97.3	3	37	6	1	1	2	4	3	3	1	0	1	7	160	18	5

(第5回)

市町村名	受診票 交付数 A	受診 者数 B	受診率 B/A ×100 %	血色素		尿蛋白			尿糖			血圧 140 以上	異常 なし	要 指 導	要 精 密
				10.0 以下	10.1 ~ 11.9	+	2+	3+	+	2+	3+				
新宮市	77	113	146.8	7	76	3	0	0	4	0	1	1	106	7	0
那智勝浦町	52	36	69.2	3	22	1	0	0	0	3	0	1	11	25	0
太地町	12	10	83.3	1	7	0	0	1	0	0	0	1	9	0	1
北山村	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
合計	143	161	112.6	11	105	4	0	1	4	3	1	3	128	32	1

(第8回)

市町村名	受診票 交付数 A	受診 者数 B	受診率 B/A ×100 %	血色素		尿蛋白			尿糖			H T L V 1 +	血圧 140 以上	異常 なし	要 指 導	要 精 密
				10.0 以下	10.1 ~ 11.9	+	2+	3+	+	2+	3+					
新宮市	62	115	185.5	13	77	10	0	0	4	0	1	0	0	113	2	0
那智勝浦町	53	34	64.2	3	24	2	0	0	1	0	2	0	1	7	27	0
太地町	12	7	58.3	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0
北山村	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
合計	129	158	122.5	18	105	12	0	0	5	0	3	0	1	129	29	0

(3) 市町村別人工妊娠中絶数 (母体保護法第2条による)

年	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
R2	19	7	1	2	29
R3	13	2	2	0	17
R4	10	12	2	0	24

(4) 新宮保健所管内の週数別人工妊娠中絶数 (母体保護法第2条による)

区分	年度	総数	20歳未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50歳以上	不詳
満7週以前	R2	17	1	1	3	5	4	3	0	0	0
	R3	11	1	4	1	1	4	0	0	0	0
	R4	12	1	2	3	3	3	0	0	0	0
満8週~11週	R2	9	1	1	3	2	1	1	0	0	0
	R3	6	0	0	2	0	2	1	1	0	0
	R4	11	0	1	5	2	2	1	0	0	0
満12週~15週	R2	3	0	1	0	0	1	1	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満16週~19週	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
満20週~21週	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不詳	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	R2	29	2	3	6	7	6	5	0	0	0
	R3	17	1	4	3	1	6	1	1	0	0
	R4	24	1	4	8	5	5	1	0	0	0

(5) 乳幼児健康診査受診状況

市町村が、乳幼児の健康の保持・増進や病気の予防と早期発見を目的に実施している。個々の家庭や子どもにあった相談や助言を行い、育児支援と発達支援も視野に入れた健診の充実に努めている。

なお、①～⑥表の健診以外にも実施している市町村もある。

① 4 か月児健康診査

市町村名	年度別	対象者数	受診数(実)	受診率	異常なし	健康管理上注意するべきもの																計	
						発達遅滞	発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患	小児慢性特定疾病	泌尿器疾患		その他
新宮市	R2	142	140	98.6	131	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	28	0	0	6	41
	R3	164	162	98.8	149	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	34	0	0	8	49
	R4	143	143	100.0	126	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	24
那智勝浦町	R2	61	61	100.0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	R3	59	59	100.0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	6
	R4	38	37	97.4	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	5
太地町	R2	9	9	100.0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	R3	7	7	100.0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	R4	14	14	100.0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
北山村	R2	3	3	100.0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	3	3	100.0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	R2	215	213	99.1	200	3	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	30	0	0	6	45
	R3	234	232	99.1	208	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	40	0	1	8	56
	R4	196	195	99.5	168	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	24	0	0	5	33

②10 か月児健康診査

市町村名	年度別	対象者数	受診数(実)	受診率	異常なし	健康管理上注意すべきもの																		
						発達遅滞	発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	□唇□蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患	小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計	
新宮市	R2	167	164	98.2	147	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	1	18	
	R3	141	138	97.9	116	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	6	8	
	R4	154	152	98.7	132	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11	0	0	17	31	
那智勝浦町	R2	67	66	98.5	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
	R3	54	48	88.9	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
	R4	57	57	100.0	47	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	2	9	
太地町	R2	11	11	100.0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R3	8	8	100.0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	10	10	100.0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
北山村	R2	3	3	100.0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	4	4	100.0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	R2	248	244	98.4	225	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	1	20	
	R3	207	198	95.7	171	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	6	20	
	R4	222	220	99.1	189	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15	0	1	20	41	

③ 1歳6か月児健康診査

市町村名	年度別	対象者数	受診数(実)	受診率	異常なし	健康管理上注意すべきもの																	
						発達遅滞	発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇 口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患	小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計
新宮市	R2	165	162	98.2	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	1	18
	R3	151	145	96.0	136	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	0	15	0	0	2	23
	R4	162	158	97.5	142	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1	22	36
那智勝浦町	R2	66	66	100.0	62	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R3	56	56	100.0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	57	57	100.0	56	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
太地町	R2	13	13	100.0	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	R3	13	13	100.0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	R4	8	7	87.5	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北山村	R2	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	5	5	100.0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	2	2	100.0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	R2	244	241	98.8	222	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	1	27	
	R3	225	219	97.3	206	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	15	0	0	3	24	
	R4	229	224	97.8	206	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9	0	1	22	40	

④ 3歳児健康診査

市町村名	年度別	対象者数	受診数(実)	受診率	異常なし	健康管理上注意すべきもの															計				
						発達遅滞	発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患	小児慢性特定疾病		泌尿器疾患	その他		
新宮市	R2	222	205	92.3	186	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	R3	178	168	94.9	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	160	154	96.3	125	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13	19
那智勝浦町	R2	82	82	100.0	81	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	R3	85	85	100.0	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	71	63	88.7	54	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	14
太地町	R2	16	16	100.0	10	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	R3	11	11	100.0	9	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	R4	18	17	94.4	15	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	8
北山村	R2	4	4	100.0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	R2	324	307	94.8	281	5	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
	R3	275	265	96.4	228	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	R4	249	234	93.1	194	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	14	41	

⑤ 1歳6か月児歯科健康診査

市町村名	年度別	受診数	受診率	一人あたりの虫歯の本数	虫歯のある者の数				口腔軟組織疾患のある者	咬合異常のある者の数	その他の異常のある者
					A型	B型	C型	計			
新宮市	R2	162	98.2	0.0	0	0	0	0	2	15	0
	R3	145	96.0	0.0	1	0	0	1	2	8	0
	R4	158	97.5	0.0	0	0	0	0	0	11	0
那智勝浦町	R2	66	100.0	0.1	1	0	0	1	3	6	1
	R3	56	100.0	0.0	0	0	0	0	3	5	0
	R4	57	100.0	0.0	0	0	0	0	5	12	0
太地町	R2	13	100.0	0.0	0	0	0	0	2	1	0
	R3	13	100.0	0.0	0	0	0	0	4	3	0
	R4	7	87.5	0.0	0	0	0	0	2	3	0
北山村	R2	0		0.0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	3	75.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	2	100.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
計	R2	241	98.8	0.0	1	0	0	1	7	22	1
	R3	217	96.9	0.0	1	0	0	1	9	16	0
	R4	224	97.8	0.0	0	0	0	0	7	26	0

⑥ 3歳児歯科健康診査

市町村名	年度別	受診数	受診率	一人あたりの虫歯の本数	虫歯のある者の数				口腔軟組織異常のある者	咬合異常のある者の数	その他の異常のある者
					A型	B型	C型	計			
新宮市	R2	205	92.3	0.7	21	11	1	33	2	47	0
	R3	168	94.4	0.3	12	5	0	17	2	12	0
	R4	154	96.3	0.4	12	4	0	16	3	24	0
那智勝浦町	R2	82	100.0	0.7	10	3	1	14	3	10	1
	R3	85	100.0	0.8	10	6	1	17	1	13	0
	R4	63	88.7	0.9	5	4	1	10	1	9	0
太地町	R2	17	100.0	1.5	2	1	1	4	1	5	0
	R3	11	100.0	2.0	1	1	0	2	1	0	0
	R4	17	94.4	0.1	0	0	0	0	0	4	0
北山村	R2	3	100.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0		0.0	0	0	0	0	0	0	0
計	R2	307	94.8	0.7	33	15	3	51	6	62	1
	R3	265	96.4	0.5	23	12	1	36	4	25	0
	R4	234	94.0	0.5	17	8	1	26	4	37	0

⑦和歌山県家族でよい歯のコンクール

幼児とその家族の口や歯の健康な者を、前年度の3歳児歯科健診受診者の中から選出し、和歌山県が主催する「家族でよい歯のコンクール」で表彰される。

平成27年度 親子1組該当あり

(6) 子どもの事故予防対策事業

乳幼児の死亡原因の上位にある「不慮の事故」を予防するため、乳幼児の保護者を対象とした心肺蘇生法の実技を含む事故予防講習会を平成15年度から実施している。

令和4年度は新宮消防と合同で、新宮市の乳幼児の保護者とファミリーサポート会員を対象に子どもの事故予防研修会を実施した。

年 月 日	対 象	参加人数
令和5年2月20日	乳幼児の保護者、ファミリーサポート会員	14人

(7) 思春期保健事業

平成14年度から、高校生が性に関する正しい知識を学び、仲間に情報を伝達しながら正しい行動変容を起こさせることを目的に「ピアエデュケーション」を実施している。

年 月 日	対 象	参加人数
令和4年6月29日	県立新宮高等学校 定時制 1年生	6人

(8) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられた方を対象に、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部の助成を行っていたが、令和4年4月から特定不妊治療が保険適用になったため、本事業は令和5年度より終了となった。

申請者数 年度	新宮市		那智勝浦町		太地町		北山村		合計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
R2	6	9	1	1	1	2	0	0	8	12
R3	13	18	3	4	1	1	0	0	17	23
R4	7	8	1	1	0	0	1	1	9	10

(9) 乳幼児発達・療育相談指導事業

身体的又は精神的な発達に遅れのみられる乳幼児を対象に、児の健全な発達・育成を支援するため、専門家（児童精神科医師・小児神経科医師・作業療法士・言語聴覚士）による相談指導事業を実施している。

年度	発達相談	回数	参加人数	
			実	延
R2	児童精神科医師、小児神経科医師	6	28	28
	作業療法士	12	49	83
	言語聴覚士	10	40	53
R3	児童精神科医師、小児神経科医師	6	26	26
	作業療法士	8	42	54
	言語聴覚士	11	48	60
R4	児童精神科医師、小児神経科医師	6	25	25
	作業療法士	8	31	53
	言語聴覚士	14	41	54

(10) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病の治療に係る費用の一部を公費によって助成する制度である。小児慢性特定疾患治療研究事業の中で行われてきた医療費助成は、児童福祉法の一部改正により法定化され、より公平かつ安定的な制度となった。平成27年1月1日から新制度が適用され、助成対象は従来の11疾患群514疾病から14疾患群704疾病に拡大され、その後も制度の見直しが継続的に行われている。令和3年11月1日には、新たに26疾病が対象として加わり、現在16疾患群788疾病が対象となっている。

<小児慢性特定疾病受給者証所持者数>

各年度末所持者数

疾患名 年度	国指定疾病														計	
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子変化を伴う症候群	皮膚疾患群		骨系統疾患
R2	5	3	1	7	6	1	4	0	0	0	5	1	2	0	1	36
R3	7	1	3	8	4	2	4	0	0	0	5	1	2	0	1	38
R4	4	2	3	8	5	1	5	0	0	0	5	1	2	0	1	37

(1 1) 母と子の健康づくり運動協議会事業

和歌山県母と子の健康づくり運動協議会新宮・東牟婁支部では、各市町村の母子保健推進員が、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図り、健全育成を推進するため、研修会や母子保健の啓発を行っている。

①母子保健推進員数

(令和4年6月現在)

新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	串本町	古座川町	計
26	14	9	1	9	5	64

②研修会

実施日	場所	内容	参加者数
令和4年 10月30日	新宮市役所庁舎 別館	【講演】 ～疲れない・頑張らない食育～ 講師：食育プロデューサー 吾妻 聖子氏	85

1.2 栄養改善

(1) 栄養・改善指導

個別集団指導実施状況 (令和4年度)

区分	個別指導延人員								集団指導延人員						
	栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
		病態別栄養指導	訪問による栄養		病態別運動指導					病態別栄養指導		病態別栄養指導			
妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0
20歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	132	0	0	16	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	132	0	0	416	0

(2) 給食施設等指導

①健康増進法に基づき、給食施設の調査、指導を行っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 (令和4年度)

特定給食施設			その他の給食施設			合計
管理栄養士のいる施設	栄養士のいる施設	栄養士のない施設	管理栄養士のいる施設	栄養士のいる施設	栄養士のない施設	
0	0	0	0	0	0	0

* 特定給食施設とは、1回100食または1日250食以上継続して食事を提供する施設。

②管内給食施設数 (健康増進法による給食施設) (令和4年度)

区分	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	寄宿舍	矯正施設	合計
管理栄養士のみのいる施設	1	2	0	2	4	3	0	0	0	12
管理栄養士・栄養士どちらもある施設	0	3	1	1	0	0	0	0	0	5
栄養士のみのいる施設	7	0	1	4	4	2	0	0	0	18
管理栄養士・栄養士どちらもいない施設	7	0	0	3	11	5	1	1	1	29
計	15	5	2	10	19	10	1	1	1	64

(3) 免許関係

栄養士免許証・管理栄養士免許証の交付を行った。

(令和4年度)

区分	管理栄養士	栄養士
免許登録申請	1	3
訂正・書換交付申請	0	0
再交付申請	0	3

(4) 団体育成

<新宮食生活改善推進協議会>

保健所・市町村実施の養成教室終了者で組織され、地域の食生活改善・健康づくり事業に協力している。また、会員の知識向上を目的として研修及び講習会を行っている。

会員数 (令和4年度)

新宮市	那智勝浦町	合計
33	20	53

令和4年度活動状況

- ①理事会・・・令和4年6月27日(月)
- ②総会・・・令和4年6月27日(月) ※理事会と兼ねて実施
- ③交流会・・・令和4年12月9日(金)

健康維持に必要な体操体験、意見交換会

事業名	実施市町村協議会
おやこの食育教室	那智勝浦町
生涯骨太クッキング	新宮市
男性のための料理教室	那智勝浦町
全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト(高齢世代)	新宮市、那智勝浦町
地域・職域おやこ食育教室	新宮市、那智勝浦町

1.3 健康づくり

1) 健康長寿のための地域・職域連携事業

(1) 二次保健医療圏地域・職域連携推進協議会

<ワーキング会議>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

<協議会>

実施年月日	内容	参加者	場所
令和4年 12月27日 発送	1) 令和3年度事業報告 2) 令和4年度事業計画	新宮・東牟婁 地域・職 域連携推進協議会委員 (23名)	書面開催

(2) 地域・職域・教育からのアプローチ

①健康推進員養成講習会

健康長寿日本一わかやまを目指すため、地域の健康づくりの草の根運動の中核を担う人材を育成する。

<健康推進員養成講習会：市町村と共催> (実施回数 1回 修了者 2人)

実施年月日	市町村名	養成人数	講師	講習会内容
令和4年9月27日	那智勝浦町	2人	保健所栄養士	健康推進員制度について 健康と禁煙の関係

<フォローアップ研修：市町村と共催> (実施回数 2回 受講者 24人)

開催日時	市町村名	受講人員	講師	講習会内容
令和4年5月19日	那智勝浦町	12(11)人	保健所栄養士	健康推進員の活動につ いて
令和4年12月13日		12(4)人	保健所栄養士	口腔機能の改善で 生活習慣病予防

※ () はフォローアップ対象者

②地域保健・職域保健連携事業

職域の健康課題を解決するために、地域の検討会や、健康づくりに必要な知識の習得等の講習会を開催。

＜運動習慣定着事業：市町村と共催＞ (実施回数3回 132人)

実施年月日	市町村	内容	人数	講師
令和4年12月3日	新宮市	ウォーキング	100人	運動指導者 平澤 学 氏
令和4年10月27日	太地町	ポールウォーキング	16人	太地町地域包括支援センター 谷口 徹 氏
令和5年3月28日	太地町	ポールウォーキング	16人	太地町地域包括支援センター 谷口 徹 氏

＜管内市町村健康課題分析検討会：串本支所と共催＞ (実施回数1回 10人)

開催日時	人数	内容
令和4年11月28日	10人	①市町村健康増進計画中間評価の進め方について ②食育推進計画について

③小中高から始める生活習慣病予防出張講座

児童・生徒の段階から取り組む生活習慣病予防などに関する知識を習得させるため、管内小学校・中学校・高校に出向き実施した。

(実施回数11回 400人)

	開催日時	内容	対象	人数	担当
1	令和4年7月5日	防煙教室	熊野川中学校1年生	6	保健所栄養士
2	令和4年10月14日	防煙教室	熊野川小学校3,4年生	11	保健所栄養士
3	令和4年10月19日	防煙教室	緑丘中学校1年生	59	保健所栄養士
4	令和4年10月27日	防煙教室	宇久井小学校4年生	39	保健所栄養士
5	令和4年11月10日	防煙教室	王子ヶ浜小学校4年生	61	保健所栄養士
6	令和4年11月11日	防煙教室	勝浦小学校4年生	32	保健所栄養士
7	令和4年11月29日	防煙教室	三輪崎小学校4年生	49	保健所栄養士
8	令和4年12月6日	防煙教室	城南中学校1年生	47	保健所栄養士
9	令和5年1月17日	防煙教室	下里小学校4年生	12	保健所栄養士
10	令和5年1月20日	防煙教室	神倉小学校4年生	65	保健所栄養士
11	令和5年2月14日	防煙教室	太地小学校4年生	19	保健所栄養士

④企業内健康推進員養成事業

(実施回数 1 回 12 人)

実施年月日	内容	人数	講師
令和 4 年 6 月 2 日	熱中症対策、 生活習慣病予防のための食事	12 人	保健所栄養士

(3) 乳幼児、育児世代へのアプローチ

①育児期の親が集まる場を利用したワークショップ

(実施回数 1 回 14 人)

実施年月日	内容	人数	講師
令和 5 年 2 月 20 日	たばこの害と健康について	14 人	保健所栄養士

②地域職域おやこ食育教室

食生活改善推進員に実施を委託し、乳幼児やその親に、健全な食生活をすすめるための実習等を実施した。

(実施回数 4 回 66 人)

開催日時	市町村名	対象者	受講人員	講習会状況
令和 4 年 9 月 29 日	新宮市	1~2 歳児と その保護者	30 人	茹で大豆・乾燥米麴・塩・冷凍パックを使い、簡単にみそ作りを実施。体験を通して料理を作る楽しさや、食べる大切さを親子で学んだ。食生活改善推進員は、保護者や子供に寄り添い、和食のよさについて話した。
令和 4 年 12 月 2 日	新宮市	2~4 歳児と その保護者	16 人	
令和 4 年 11 月 29 日	那智勝浦町	未就園児と その保護者	12 人	「和食教室」として、和食の特徴栄養バランスについて話した。簡単にできるみそ作りを紹介し、子供と一緒に調理体験してもらった。
令和 5 年 2 月 21 日	那智勝浦町	未就園児と その保護者	8 人	「食推料理教室」として、地元の食材を使って昔ながらに食べられている料理（めはり寿司、まぐろのケチャップ和え、煮なます）を紹介し、一部調理体験も実施。郷土料理それぞれの由来などを説明した。
			66 人	

※令和 2, 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施なし

2) 各種検（健）診受診率

①がん検診受診率【69歳以下】

(令和3年度)

部位 市町村	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮頸がん		乳がん	
	受診率 (%)	県内 順位	受診率 (%)	県内 順位	受診率 (%)	県内 順位	受診率 (%)	県内 順位	受診率 (%)	県内 順位
新宮市	10.7	22	9.8	24	10.4	22	16.5	25	12.6	29
那智勝浦町	10.9	21	12.8	11	11.8	16	14.4	28	14.1	28
太地町	10.4	25	12.0	16	10.5	21	14.1	29	18.4	20
北山村	19.5	4	16.4	7	19.2	6	45.5	1	54.1	1
和歌山県	9.6		8.4		8.4		19.1		16.6	

※ 対象者数＝対象年齢の全住民

(令和3年度 地域保健・健康増進事業報告)

②がん検診精密検査受診率

(令和2年度)

部位 市町村	胃がん		肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
	X線	内視鏡				
新宮市	62.5	—	77.8	43.4	57.1	64.3
那智勝浦町	0.0	100.0	22.2	68.9	33.3	100.0
太地町	0.0	100.0	61.5	59.4	—	100.0
北山村	100.0	—	100.0	50.0	100.0	100.0
和歌山県	75.2	95.2	80.6	67.3	82.8	88.7

※ —：対象者なし

(令和2年度 地域保健・健康増進事業報告)

③特定健康診査受診率

(令和3年度)

市町村	特定健診 受診率 (%)	特定保健指導 実施率 (%)
新宮市	29.9	20.1
那智勝浦町	39.0	16.6
太地町	30.2	24.1
北山村	61.1	20.0
和歌山県	35.5	20.7

(令和3年度 市町村国保法定報告速報値)

1.4 保健師業務

地域保健法に基づき、市町村は住民の身近で頻度の高いサービスを提供し、健康福祉部（保健所）は広域的・専門的・技術的な拠点としての機能強化を図りながら地域保健活動を実施している。

(1) 管内保健師状況

(令和5年3月31日現在)

保健所	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	計
7	12	8	3	2	32

(再任用含む、育休代替職員と休暇職員の重複計上なし)

(2) 管内保健師研修会

多様化、複雑化する地域ニーズに対応できる専門職として資質の向上を図り、市町村と保健所の保健師相互の連携を効果的に行うために研修会を開催している。

年月日	内 容	講 師
令和4年12月27日	「幼児のLGBTQについて」	特定非営利活動法人チーム紀伊水道 副理事長 津村 雅稔 氏

1.5 看護学生実習指導

看護学生が、公衆衛生看護活動の実際を知り、保健医療福祉の連携の重要性を理解することを目的に毎年実習指導を行っている。

学 校 名	人 数	実 習 期 間
和歌山県立なぎ看護学校	22人	令和4年5月18日
	〔本所及び支所〕 の実習対象者	
	3人	令和4年5月31日～6月3日
	中止	令和4年9月5日～9月8日
	中止	令和4年9月15日～9月21日
	中止	令和4年10月3日～10月6日

IV 衛生環境課

衛生環境課の業務は食品衛生、薬事、献血、骨髄バンク、毒物劇物、麻薬・覚醒剤等薬物乱用防止、環境保全、水道、環境衛生、と畜検査、野生鳥獣の保護、動物愛護、狂犬病予防等多岐にわたっており、施設の監視指導や取り扱いの指導を実施し衛生の確保に努めているが、特に次の事項を重点事業としている。

- (1) 食品に起因する危害発生防止のための監視指導及び啓発
- (2) 医薬品等による健康被害を防止するための薬局等に対する監視指導
- (3) 献血の推進、骨髄バンク登録
- (4) 麻薬・覚醒剤等薬物の乱用を防止するための啓発
- (5) と畜検査（県下唯一）
- (6) 旅館・公衆浴場等の環境衛生許可施設に対する衛生監視指導
- (7) 工場、事業所などに対して、公害防止のための基準遵守の指導
- (8) 産業廃棄物の適正処理の指導
- (9) 自然公園に関する業務
- (10) 鳥獣保護に関する業務

1 食品衛生

食品関係施設の管理運営並びに施設基準等についての監視指導及び衛生教育等を実施し、不備な施設の改善、食品による事故防止に努めている。特に、大量調理施設並びに各種製造業関係施設を重点に監視指導を行っている。

特に、管内には、県下有数の温泉地である那智勝浦町、鯨で有名な太地町、飛び地や筏下りの北山村があり、観光客が多数訪れるため、旅館、飲食店及び各種製造業の監視指導を重点的に実施し、また食品衛生指導員の巡回指導による啓発を促している。

また、許可営業施設には食品衛生責任者の設置が義務づけられており、調理師等の資格がない者に対して知事が指定する実施機関である一般社団法人和歌山県食品衛生協会が実施する食品衛生責任者養成講習会等を受講させることとしている。

さらに、令和3年6月1日から制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入にむけて、一般社団法人和歌山県食品衛生協会と協働して飲食店営業者等に対し、講習会を実施し、導入促進を図っており、令和5年3月31日現在、食品営業許可取得 1,163 事業所中 976 事業所の導入を確認済みである。

(1) 食品関係営業許可状況及び処分状況

令和5年3月末における改正前食品衛生法第52条に基づく食品営業許可施設は、次のとおりである（令和3年6月以降の新規、更新申請はすべて新法の新規申請として受理するため、旧法の新規、更新許可申請はない）。

業種名	営業施設数	新規許可	更新許可
飲食店営業	637		
菓子製造業	98		
魚介類販売業	118		
魚介類せり売り営業	4		
魚肉ねり製品製造業	6		
食品の冷凍または冷蔵業	17		
かん詰またはびん詰食品製造業	15		
喫茶店営業	5		
アイスクリーム類製造業	18		
食肉処理業	2		
食肉販売業	49		
みそ製造業	4		
醤油製造業	2		
ソース類製造業	2		
酒類製造業	1		
豆腐製造業	1		
めん類製造業	2		
そうざい製造業	41		
清涼飲料水製造業	2		
冰雪製造業	4		
合計	1,028	0	0

令和4年度和歌山県食品衛生監視指導計画による食品衛生監視状況は次のとおりであり、最終監視率は98%であった。

	対象 施設数 (3月31日現在)	計画 監視数	延べ 監視数	最終 監視率 (%)
Aランク施設(年間3回以上)	0	0	0	
前年度に法違反による行政処分を受けた施設・苦情原因施設	0	0	0	
Bランク施設(年間2回以上)	35	70	69	99
飲食店営業のうち大量調理施設	2	4	3	75
集団給食施設(病院、学校、福祉施設等)のうち大量調理施設	5	10	8	80
と畜場	1	2	12	600
食肉処理業	2	4	9	225
食鳥処理場		0	0	
乳製品製造業		0	0	
食肉製品製造業		0	0	
食用油脂製造業		0	0	
マーガリン、ショートニング製造業		0	0	
添加物製造業(規格あり)		0	0	
乳処理業		0	0	
特別牛乳搾取処理業		0	0	
集乳業		0	0	
魚肉ねり製品製造業	6	12	11	92
乳酸菌飲料製造業		0	0	
清涼飲料水製造業	2	4	4	100
水産製品製造業	17	34	22	65
複合型そうざい製造業		0	0	
複合型冷凍食品製造業		0	0	
Cランク施設(年間1回以上)	916	916	640	70
飲食店営業(大量調理施設、簡易な営業を除く)	609	609	454	75
菓子製造業	128	128	96	75
あん類製造業		0	0	
アイスクリーム類製造業	20	20	13	65
豆腐製造業	1	1	0	0
麺類製造業	2	2	3	150
そうざい製造業	47	47	37	79
食品の放射線照射業		0	0	
食品の冷凍冷蔵業(冷凍食品を製造する施設に限る)	3	3	4	133
氷雪製造業	4	4	1	25
液卵製造業		0	0	
冷凍食品製造業		0	0	
漬物製造業	9	9	5	56
集団給食施設(大量調理施設を除く)	66	66	16	24
フグ処理施設	27	27	11	41
Dランク施設(2年に1回以上)	234	117	170	145
缶詰びん詰食品製造業	15	8	6	80
魚介類販売業	141	71	105	149
食肉販売業	56	28	49	175
魚介類競り売り営業	7	4	4	114
酒類製造業	1	1	0	0
みそ製造業	4	2	3	150
醤油製造業	2	1	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	1	1	200
ソース類製造業	2	1	0	0
納豆製造業		0	0	
食品の小分け業		0	0	
密封包装食品製造業	5	3	2	80
Eランク(3年に1回以上)	301	100	101	101
飲食店営業のうち簡易な営業	298	99	101	102
喫茶店営業	3	1	0	0
Fランク施設(5年に1回以上)	215	43	20	47
飲食店営業(露店・自動車・自販機)	48	10	11	115
喫茶店営業(露店・自動車・自販機)	2	0	0	0
菓子製造業(露店・自動車)	7	1	1	71
魚介類販売業(自動車)	9	2	1	56
食肉販売業(自動車)	5	1	1	100
調理の機能を有する自動販売機		0	0	
乳搾取業		0	0	
営業届出業種	144	29	6	21
計	1,701	1,246	1,000	80

また、令和5年3月末における改正食品衛生法第55条に基づく食品営業許可施設は、次のとおりである。

業種名	営業施設数	新規許可	更新許可
①飲食店営業	320	175	
③食肉販売業	12	4	
④魚介類販売業	32	13	
⑤魚介類競り売り業	3	1	
⑪菓子製造業	37	21	
⑫アイスクリーム類製造業	2	1	
⑬乳製品製造業	1	1	
⑯水産製品製造業	17	9	
⑳みそ又はしょうゆ製造業	1		
㉕そうざい製造業	6	3	
㉗冷凍食品製造業	1	1	
㉙漬物製造業	9	7	
⑳密封包装食品製造業	5	3	
合計	446	239	0

(2) 給食施設数一覧表（許可を要しない施設に限る）

（令和5年3月31日現在）

	学校	病院・診療所	その他	合計
施設数	16	5	44	65
監視・指導数	0	0	0	0

(3) 講習会開催状況

（令和4年度実績）

実施月日	開催場所	講習会等の名称	カテゴリー	対象者	参加人数
6月15日	那智勝浦町	食品衛生講習会	食品衛生全般	従業員	15
6月20日	那智勝浦町	食品衛生講習会	食品衛生全般	従業員	15
7月28日	新宮市	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生全般	許可営業者等	24
10月4日	那智勝浦町	食品衛生講習会	食品衛生全般	食生活改善推進員・給食調理員	20
11月22日	新宮市	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生全般	許可営業者等	20
1月10日	那智勝浦町	嘔吐物処理講習会	食品衛生全般	小学校教職員	20
3月2日	新宮市	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生全般	許可営業者等	20

(4) ふぐ処理施設届出状況

ふぐは有毒で知られ毎年全国で事故が散発する。ふぐ毒による危害を防止するため、ふぐを提供する施設にはふぐ処理者を置き、届出をしなければならないこととされている。なお、令和元年度は当所管内でふぐに起因する食中毒が1件発生した。

(令和5年3月31日現在)

業 種		施設数	処理者数	年度内新施設数	年度内廃止施設数
飲食店営業	一般食堂	8	9	0	1
	料理店	0	0	0	0
	すし屋	4	4	0	0
	旅館	1	1	0	0
	仕出し・弁当屋	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	小計	13	14	0	0
魚介類販売業	9	12	0	0	
計	22	26	0	0	

(5) 食中毒発生状況

管内で過去10年に発生した食中毒は下表のとおりである。

	発生日	発生市町村	喫食者数	有症者数	死亡者数	原因食品	病因物質	原因施設
平成25年度	H26.1.30	那智勝浦町	22	10	0	不明	ノリ佃貝	給食施設
平成26年度	H27.3.1	新宮市	53	25	0	不明	ノリ佃貝	飲食店
平成27年度	H27.5.22	大阪府	2	1	0	ウヰイウヰ	ヒタマシ	魚介類加工施設
平成28年度	発生なし							
平成29年度	発生なし							
平成30年度	H30.11.13	太地町	57	16	0	不明	不明	旅館
	H30.11.18	那智勝浦町	291	171	0	不明	ノリ佃貝	旅館
令和元年度	R1.5.25	新宮市	18	9	0	不明	カンピロバクター	飲食店
	R1.9.27	新宮市	1	1	0	フグ	テトロドトキシン	自宅
令和2年度	発生なし							
令和3年度	発生なし							
令和4年度	発生なし							

2 環境衛生

環境衛生関係営業施設は、住民の日常生活に密接な関係があり、かつ、公衆衛生に及ぼす影響が大きいので、それぞれの関係法令に基づき衛生措置の基準の遵守及び改善等の指導を行っている。

なお、化製場等に関する法律は平成 22 年度から権限を市町村に委譲している。

令和 4 年度末における環境衛生関係営業施設数は下表のとおりである。

(令和 4 年度末現在)

施設名	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
旅館業法許可施設	51	77	7	5	140
理容所	67	23	6	1	97
美容所	133	54	9	1	197
クリーニング所	15	9	1	0	25
公衆浴場	9	31	5	1	46
興行場	1	1	0	0	2
化製場	4	1	0	0	5

3 食肉検査

家畜（牛、馬、豚、山羊、綿羊）を解体処理して食用に供するためには、と畜場法に基づく検査を受けなければならない。当所では和歌山県内唯一の食肉処理場である新宮市食肉処理場（新宮市新宮 8002-57 昭和 49 年 7 月 13 日設置 設置者新宮市）においてと畜検査員が本検査を行い、食肉の疾病部位排除を行った。

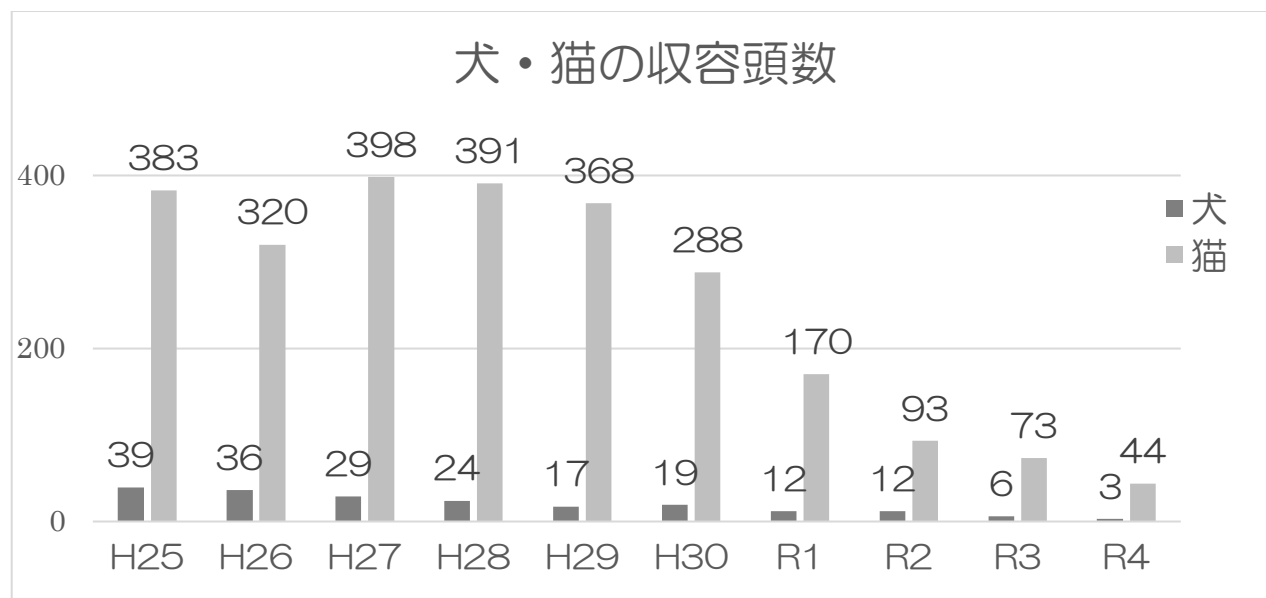
また、令和 3 年 6 月にと畜場における HACCP に基づく衛生管理の実施が義務化されたことから、当処理場においてもと畜検査員が新宮市役所担当者および新宮食肉処理組合員に対して、衛生指導を継続して実施している。

処理された食肉は、和歌山県においては、新宮市に限らず、東牟婁地域、西牟婁地域、御坊市まで、三重県においては紀宝町、熊野市、尾鷲市までと、和歌山・三重両県の食肉販売店及び飲食店に流通している。

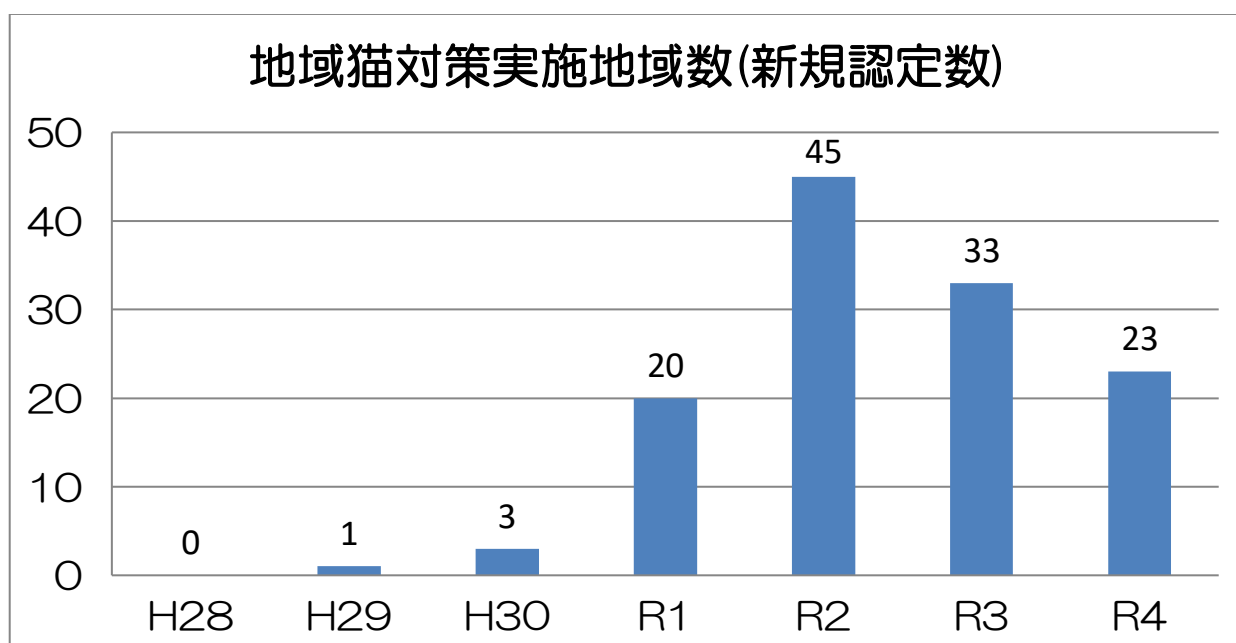
年度	牛	豚
平成 30 年度	416	0
令和元年度	439	0
令和 2 年度	412	0
令和 3 年度	359	0
令和 4 年度	383	0

4 狂犬病予防及び動物愛護・管理

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、所有者不明犬の収容・保護を行ったほか、相当な理由により飼育継続が困難となった犬及び猫の引取を実施した。また、市町村関係各課と連携し、飼い犬や飼い猫の適正な飼育指導や各種苦情等の対応を行った。



平成 28 年 5 月から始まった地域猫対策では、対策実施者は野良猫に対する餌やりとトイレの管理を計画的に行い、県の補助を利用して野良猫に対する不妊去勢術を実施することで、新たに生まれる野良猫を減らし、生活環境の保全と殺処分数の削減につなげている。令和 5 年 3 月末現在で、125 地域で 273 名により地域猫対策が実施されている。



動物取扱業（ペットショップ（ブリーダー含む）、ペットホテル（シャンプー・カットに伴う一時預かりを含む）、訓練業等）を営むには第一種動物取扱業の登録をしなければならない。また、飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合については、第二種動物取扱業者（動物を譲渡し等を非営利で業として行う者）として、届出が必要である。

管内第一種動物取扱業者数（延べ数）

（令和5年3月末現在）

業種	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
販売	4	5	9	0	18
保管	10	7	8	0	25
訓練	1	3	7	0	11
貸出	0	1	4	0	5
展示	0	1	6	0	7
譲受飼養	0	0	0	0	0
競り斡旋	0	0	0	0	0
合計	15	17	34	0	66

管内第二種動物取扱業者数（延べ数）

（令和5年3月末現在）

業種	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
譲渡し	0	1	0	0	1
保管	0	0	0	0	0
訓練	0	0	0	0	0
貸出	0	0	0	0	0
展示	0	0	0	0	0

5 水道

(1) 上水道並びに簡易水道等

熊野川水系は水質良好、水量も豊富で、新宮市、北山村、田辺市本宮町（田辺保健所管内）が利用している。那智勝浦町は太田川、那智川、長野川の各水系から取水している。いずれも水質は良好である。太地町は町内に大きな水源が無いため、太田川水系の水源を那智勝浦町に求めて給水している。

管内の水道普及率は約 98%で、海岸部に比べ山間部は低くなっている。山間部は集落の点在と傾斜の要因により水道布設が困難となっている。

各水道施設に対しては施設維持管理の徹底をはかるとともに、クリプトスポリジウム対策について指導し、年 2 回立入検査を実施している。

令和 4 年度末現在における管内の水道普及状況は次のとおり。

（令和 5 年 3 月末現在）

市町村名	上水道	簡易水道	計画給水人口	現在給水人口	行政区域内人口	普及率 (%)
新宮市	1	5	31,200	25,268	26,607	95.0
那智勝浦町	1	0	17,270	13,426	13,942	96.3
太地町	0	2	3,400	2,881	2,881	100.0
北山村	0	1	470	401	401	100.0
合計	2	8	52,430	41,976	43,831	95.8

(2) 簡易専用水道

平成 22 年度より簡易専用水道事務は市町村に委譲されている。保健所は簡易専用水道の設置者等からの依頼により年 1 回の定期検査を実施しており、令和 4 年度は 27 件（新宮市：17 件、那智勝浦町：7 件、太地町：3 件）の検査依頼を受けた。検査結果については市町村に報告した。

6 温泉

管内には、勝浦温泉、湯川温泉など全国的にも有名な温泉があり、古くから温泉にまつわる伝説が各地に残されている。しかし昭和 30 年から観光ブームで開発が進み、湯量の減少、泉質の変化という好ましくない現象が懸念されている。昭和 53 年に温泉資源の保護と適正な温泉の利用を図るため、温泉保護対策実施要綱を定め、温泉の掘削や動力装置の設置について一定の許可基準を設けており、同時に温泉保護地域の指定を行い保護地域図を作成している。勝浦・湯川その周辺地域については温泉保護対策実施要綱が適用されている。平成 2 年 12 月から和歌山県温泉協会が設立され温泉資源の適正な利用の推進を図っている。近年の温泉偽装問題を受けて、平成 17 年 5 月から温泉法施行規則が改正され、温泉利用施設で掲示すべき項目が追加されたが、当所においても該当する施設に対して温泉成分等の掲示届の提出を指導した。

また、平成 20 年 10 月施行の改正温泉法により、メタンガス等天然ガスの確認が義務づけられ、源泉の所有者に対しガス確認申請を行うよう指導している。

管内における温泉の状況 (令和5年3月末現在)

市町村名	泉源数	温泉利用(浴用)	温泉利用(飲用)
新宮市	5	10	6
那智勝浦町	175	83	12
太地町	21	9	0
北山村	2	2	1
合計	203	104	19

7 建築物衛生

公衆の用に供するなど特定用途延床面積が 3,000m² (学校の場合は 8,000m²) を超える建築物は特定建築物と呼ばれ、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受け、建築物衛生管理について一定の基準を課せられる。当所では特定建築物管理権限者に対し、空調・給水・防虫等の衛生措置について指導を行った。

また、同法の建築物衛生業者登録制度に基づき、一定以上の能力を有する事業者の登録事務を行った。

①特定建築物数 (令和5年3月末現在)

種類	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
興業場	1	1	0	0	2
店舗	5	0	0	0	5
事務所	2	2	0	0	4
旅館	4	8	1	0	13
その他	1	0	1	0	2

②建築物衛生関係事業登録者数 (令和5年3月末現在)

清掃業	1
空気環境測定業	0
飲料水水質検査業	0
貯水槽清掃業	1
ねずみ昆虫等防除業	2
環境衛生総合管理業	1
空気調和用ダクト清掃業	0
排水管清掃業	0

8 浄化槽

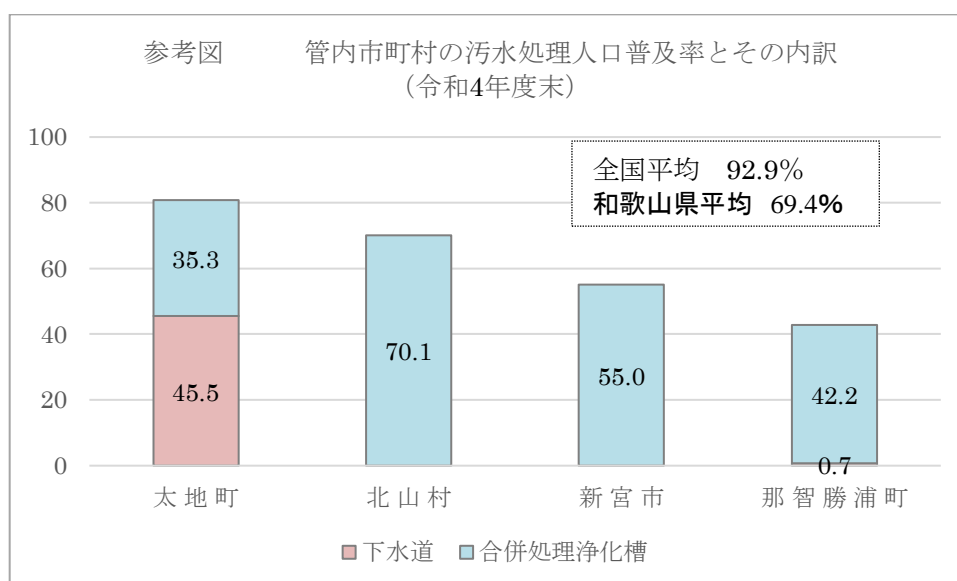
住民の生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図るため、平成3年度から市町村において、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の計画的整備事業を実施している。法改正により、浄化槽は平成12年度から合併処理のみの扱いとなり、市町村が推進する計画が法的に整備された。

平成22年度より、浄化槽法の一部が市町村に権限移譲され、浄化槽設置届出等の受付事務が市町村に移管された。当所では浄化槽保守点検業者登録申請等の受付事務を行うとともに、生活排水適正処理のための啓発に努めている。

和歌山県の汚水処理人口普及率は、全国平均に比べ、かなり低い状況にあり、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換等を促進する必要がある（参考図）。

浄化槽保守点検業者・清掃業者登録状況 (令和5年3月末現在)

市町村名	浄化槽保守点検業者数	浄化槽清掃業者数
新宮市	15	3
那智勝浦町	4	3
太地町	2	1
北山村	0	1



9 環境保全

管内の産業構造は農林水産業及び観光が中心であり、生活密着型の公害が多い。

(1) 公害特定施設届出状況

公害発生防止のため各事業者に対し届出の指導を行っている。

令和2年度以降、騒音振動及び悪臭に係る事務は各市町村が所管している。

公害特定施設設置工場・事業場数

(令和5年3月末現在)

区 分	新 宮 市	那智勝浦町	太 地 町	北 山 村	合 計
ば い 煙	27	20	2	0	49
粉 じ ん	26	12	0	1	39
有害物質・ V O C	1	0	0	0	1
ダイオキシン	3	7	1	2	13
水 質	159	128	14	5	306

※複数の区分の施設を設置している事業場あり。

(2) 公害苦情の内訳

令和4年度公害関係苦情対応件数

区 分	新 宮 市	那智勝浦町	太 地 町	北 山 村	合 計
大 気 汚 染	0	0	0	0	0
水 質 汚 濁	0	0	0	0	0
土 壌 汚 染	0	0	0	0	0
騒 音 振 動	1	0	0	0	1
悪 臭	2	0	0	0	2
不 法 投 棄	2	1	1	0	4
野 焼 き	0	1	0	0	1
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	5	2	1	0	8

(3) 産業廃棄物関係

管内には稼働中の最終処分場がなく、産業廃棄物の処理に関してその多くを他府県に頼っているのが現状である。一般廃棄物の処理については、県外依存を減少させるため、紀南地方の2市8町で構成する紀南環境広域施設組合が、田辺市稲成町に産業廃棄物及び一般廃棄物を処分できる最終処分場の整備を行い、令和3年7月より運用を開始している。

また、循環型社会の推進を図るため、廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進啓発に努めている。

なお、特別管理産業廃棄物関係については、管内には特別管理産業廃棄物処分業者はなく、医療機関から排出される感染性産業廃棄物並びにクリーニング業から排出される廃油等は、管外の処理業者に委託処理を行っている。産業廃棄物を排出する事業者は、処理業者に委託するにあたってすべて管理票（マニフェスト）の発行と1年間に委託処理を行った廃棄物の種類、その量等を県へ報告することが義務づけられている。

産業廃棄物処理業者数

(令和5年3月末現在)

種 類		処理業者数 又は 処理施設数	備 考	
処分業（許可）	中間処理業	10		
収集運搬業（許可）	産業廃棄物収集運搬業	121	積み替え保管6	
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	3	積み替え保管なし	
産業廃棄物処理施設 （許可・みなし許可）	中間処理施設	破碎施設	16	木くず5、がれき11
		汚泥の乾燥施設	1	天日乾燥（無機汚泥）
	最終処分場	安定型	1	終了

(4) 一般廃棄物処理場状況

(令和3年度実績)

設 置 者	施設名称	処理方式	設 置 年 度	処 理 能 力	年 間 処 理 量
新 宮 市	新宮市クリーンセンター	ストーカ式 (可動)	H14	49 t/day	10,277 t
那智勝浦町	那智勝浦町クリーンセンター	流動床式	H3	50 t/day	5,834 t
太 地 町	R3.12.31に既存の処理施設を廃止。以降、三重県伊賀市の民間処理施設（大栄環境）に全量を処理委託。				929 t

(5) し尿処理施設の状況

(令和5年3月末現在)

施設名	南 清 園	大 浦 浄 苑
設置者	紀南環境衛生施設事務組合	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合
加入市町村	新宮市、北山村、紀宝町、御浜町 田辺市（旧本宮町）	那智勝浦町、太地町
施設所在地	新宮市新宮 8002-9	東牟婁郡那智勝浦町市屋 1054-9
処理能力	98kl/day	37kl/day
処理方式	高負荷脱窒素型処理方式＋高度処理	高負荷脱窒素処理方式
設置年度	平成28年度	平成6年度

10 自然公園・自然環境保全地域

(1) 自然公園

自然公園には、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、いずれも自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。土地の所有に関わらず地域が指定されているため、公有地のほか、私有地が含まれている場合もある。

自然公園内において、工作物の新築、改築、増築、木竹の伐採、土地の形状変更等の各種行為を行う場合、公園内の風致景観を保護するために、許可又は届出が必要となる。

国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理する。

管内の自然公園は、「吉野熊野国立公園」と平成21年4月28日に新たに指定された「白見山和田川峡県立自然公園」と令和2年5月7日に新たに指定された「大塔山県立自然公園」の一部区域である。

「白見山和田川峡県立自然公園」については、令和2年3月27日付けで区域拡張が行われた。

白見山和田川峡県立自然公園

地種区分	面積(ha)
第1種特別地域	285
第2種特別地域	604
第3種特別地域	2,009
普通地域	18
計	2,916

大塔山県立自然公園

(東牟婁振興局管内部分)

地種区分	面積(ha)
第1種特別地域	8
第2種特別地域	227
第3種特別地域	51
普通地域	0
計	286

(2) 自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣または都道府県知事により指定されている地域であり、自然公園同様各種行為を行うには、許可又は届出が必要となる。都道府県知事の指定は県内7箇所、管内1箇所がある。

地域名	面積	所在地	指定年月日
静閑澗	5.68ha	新宮市熊野川町鎌塚	昭和55年3月29日

※ 自然公園等と自然環境保全地域の違い

自然環境保全地域は、自然環境の保全を目的としている。

自然公園は、自然環境の保護と同時に利用増進を図ることを目的としている。

1 1 鳥獣保護・狩猟

(1) 傷病野生鳥獣救護

鳥獣保護事業の推進と愛護思想の高揚のため、県民及び関係機関から保護及び発見等の届出のあった傷病野生鳥獣に対する救護を行っている、治療を要するものについては、指定救護医（管内の指定救護医はなち動物病院）にて治療を行う。

（令和4年度救護件数）

鳥類	ハシボソカラス	1
	アオサギ	1
	ドバト	1
	ハヤブサ	1
	メジロ	1
	ハイタカ	1
	フクロウ	1
合計	7	

(2) 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を積極的に推進するため、鳥獣の生息環境に適した地域を鳥獣保護区として指定しており、県内で 95 箇所、管内には 10 箇所がある。鳥獣保護区内では鳥獣の捕獲が禁止されている。なお、鳥獣保護区域内において、鳥獣の繁殖地、生息地、採餌場所、避難及び休息地等生息環境の保護が重要と認められる地域を特別保護地区に指定しており、管内には 2 箇所がある。特別保護地区内で、工作物の新築、改築、増築、水面の埋立、木竹の伐採等を行うには都道府県知事の許可が必要となる。

名称	所在地	期間	面積(ha)
那智山鳥獣保護区 (那智山特別保護地区)	那智勝浦町 //	R13.10.31 まで //	341 (上記のうち64)
新宮鳥獣保護区	新宮市	R13.10.31 まで	248
夏山鳥獣保護区	那智勝浦町、太地町	R8.10.31 まで	400
太地鳥獣保護区	太地町	R7.10.31 まで	476
北山鳥獣保護区	北山村	R12.10.31 まで	3.5
与根河鳥獣保護区 (与根河特別保護地区)	那智勝浦町、太地町 那智勝浦町	R7.10.31 まで //	229 (上記のうち12)
田長谷鳥獣保護区	新宮市熊野川町	R5.10.31 まで	846
瀬八丁鳥獣保護区	新宮市熊野川町	R13.10.31 まで	60.6

新宮・三佐木鳥獣保護区	新宮市	R13.10.31 まで	1,352
ゆかし潟鳥獣保護区	那智勝浦町	R11.10.31 まで	11.1

(3) 特定猟具（銃）使用禁止区域

銃猟による危険を防止するため、市街化が進んでいる地域、野外レクリエーション施設等多数の人が集まる区域や出猟者と住民の接する機会が多い地域について指定されており、県内で52箇所、管内には2箇所がある。

名 称	所 在 地	期 間	面 積(ha)
狗子の川特定猟具（銃）使用禁止区域	那智勝浦町	R8.10.31 まで	120
勝浦周辺特定猟具（銃）使用禁止区域	那智勝浦町	R11.10.31 まで	1,823

※平成20年度から狩猟免許及び農林業被害に係る有害鳥獣業務は、農林水産振興部に移管

1 2 薬事

(1) 薬事関係施設件数

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質・有効性・安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業者に対し、店舗の管理状況、医薬品等の品質・表示・広告・取扱等について監視指導を実施している。

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月公布）により、一般用医薬品がリスク別に分類され、リスク別陳列や情報提供を行っている。

また、一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として登録販売者が創設され、これまでの医薬品販売業の許可区分が見直された。（卸売一般販売業及び特例販売業（Ⅲ）・（Ⅳ）が卸売販売業に統合、一般販売業及び薬種商販売業 B が店舗販売業に統合された。）

さらに、平成 26 年 6 月 12 日に施行された改正薬事法では、一般用医薬品の分類に要指導医薬品が追加され、第一類医薬品及び第二類医薬品のインターネット販売が可能となった。

平成 26 年 11 月 25 日に施行された改正薬事法では、薬事法の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」に変更となった。

市町村別薬局、医薬品販売業施設数

（令和 5 年 3 月末現在）

区 分	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
薬局	18	7	1	0	26
（うち、医薬品製造業）	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
（うち、医薬品製造販売業）	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
卸売販売業	9	1	0	0	10
店舗販売業	9	4	0	0	13
薬種商販売業 A	1	0	0	0	1
配置販売業	0	0	0	0	0

(2) 麻薬・覚醒剤関係取扱者数

麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の乱用を防止するとともに、麻薬診療施設等に対し立入検査を実施し、麻薬、向精神薬の保管・管理について指導を行っている。

麻薬取扱者免許所持者及び麻薬診療施設数

(令和5年3月末現在)

	麻薬卸 売業者	麻薬 研究者	麻薬小 売業者	麻薬 施用者	麻薬 管理者	合計	麻薬診療施設			
							病院	診療所	薬局等	合計
新宮	2	0	25	84	7	118	4	22	25	51

(3) 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止啓発活動については、薬物乱用防止指導員新宮地区協議会を中心に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」での啓発活動を実施している。令和4年度は10月に和歌山県立新翔高等学校および那智勝浦町立那智中学校にて早朝啓発を行った。

①各種講習会の開催

薬物乱用防止指導員（以下「指導員」）を対象に講習会を開催：令和4年度1回実施
管内小中学校他各種学校生徒を対象に薬物乱用防止教室を実施：令和4年度12校実施
（指導員による講演：小学校4校、中学校4校、高等学校1校で実施）

②街頭啓発活動

ア) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中（6月20日～7月19日）に、啓発用リーフレット・物品等を通行人に配布し街頭啓発を実施した。

イ) その他

各指導員が地域に密着した形で啓発活動を実施（講習会、街頭啓発、学校訪問等）

③その他

ア) 各種イベント等における啓発（保健所が高等学校で実施している「出前教室」において、ポスターやパネル等の展示を行っている。）

イ) 各種広報機関による啓発（地方紙等へ資料提供を行って地域住民に広く薬物乱用防止を訴える。）

ウ) 薬物相談（保健所に薬物に関する相談窓口を設置し、本人・家族等からの問合せに対応している。）

(4) 毒物劇物関係施設数

毒物劇物は化学技術の進歩に伴い、その種類及び取扱量が増大しているため、その保管、管理、取扱いがより一層重要となってきた。そこで、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、各店舗及び営業所に対する監視指導を実施している。

市町村別毒物劇物販売業者数

(令和5年3月末現在)

区分	新宮市	那智勝浦町	太地町	北山村	合計
一般販売業	14	6	0	0	20
農業用品目販売業	3	1	0	0	4

(5) 医薬分業（質の高い医薬分業の推進と薬局機能の充実）

令和5年1月現在における新宮医療圏の分業率は66.06%（和歌山県61.78%）となっており、一部の公立病院・民間病院で院外処方せんの全面発行を行っており、また処方せんを発行する診療所も徐々に増えてきている。

令和5年1月を最終として、地域医療圏毎の診療報酬等に係る情報提供が終了したため、これ以降は新宮医療圏における分業率の算出が不可能となった。

また、患者が医薬品を安全かつ適正に使用できるようにするため、病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）推進のため、平成22年度から23年度の2カ年において、薬薬連携推進協議会を設置し、地域における諸問題の解決に向けた取り組みを行った。

ア) かかりつけ薬局の推進

各市町村主催の健康まつり等各種イベントや講習会等における啓発活動の実施

イ) 薬局機能の向上

患者に対する的確な薬歴管理・服薬指導の推進

ウ) 病院・診療所における積極的な推進

患者のニーズに応じた医薬分業の推進

(6) 骨髄バンク事業

白血病などの血液難病の治療法である骨髄移植を行うには、患者と骨髄提供者（ドナー）との白血球の型（HLA 型）が一致することが必要である。この HLA 型は、血縁者間においては4分の1、非血縁者間においては数百～数万分の1の確率でしか一致しないため、移植を受けられない患者が少なくない。

全国的には、厚生労働省が目標としていたドナー登録者 30 万人（移植が必要な患者の8割に適合するドナーが見つかることとされている登録者数）を平成 19 年度に達成し、和歌山県においても、平成 20 年度に目標登録者数を達成した。

しかし、満 55 歳で自動的に登録が取り消しになること、移植が必要な患者の4割にドナーが見つかっていないことから、当所においても県民に対して、ドナー登録への呼びかけと啓発を行っている。

また、下記により、ドナー登録を受付している（要事前問合せ）ほか、休日の骨髄バンクドナー登録会も実施している。

曜 日	受 付 時 間	窓 口
毎月第一・第三水曜日	午前9時30分～11時まで	衛生環境課

(7) 献血推進事業

管内市町村及び赤十字血液センター田辺出張所との密接な連携のもとに、地域における血液の安定供給を図るため、献血思想の普及、献血協力組織の育成等献血の推進に取り組んでいる。

なお、各地区の赤十字奉仕団、ライオンズクラブ等の団体並びに各種事業所に協力をいただいで実施している。

管内市町村別献血状況

(令和4年実績)

市町村名	受付人員	採血実績				配車日数
		200ml	400ml	成 分	合 計	
新 宮 市	1,575	107	1,311	0	1,418	27.0
那智勝浦町	126	2	114	0	116	3.0
太 地 町	46	0	43	0	43	1.0
北 山 村	0	0	0	0	0	0.0
合 計	1,747	109	1,468	0	1,577	31.0